

徳島県農林水産基本計画改定（素案）

徳島県食料・農林水産業・農山漁村
基本計画

～攻めの姿勢で掴む徳島県農林水産業の未来！～

平成25年 月

徳島県

I 計画の基本的な事項

計画策定の根拠

基本計画は、基本条例第10条の規定に基づき策定するものです。

〈条例第10条〉

(前略) 食料の確保及び農林水産業の振興等に関する基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定しなければならない。基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 総合的かつ長期的に講すべき（中略）施策についての基本的な方針
- 2 （前略）総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（以下略）

第1 計画の基本理念

基本理念 「いのち」と「くらし」を支える
食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承する

本県では、恵まれた自然環境や地理的条件を活かし、多種多様な農林水産業が営まれ、そこから生まれ、育てられてきた食料は、永年にわたって「いのち」を支えてきました。

また、農地、森林、水域等を効率的に利用した人々の営みは、個性あふれる農山漁村を形成し、食料の安定的供給はもとより、県土の保全、水源の涵養、美しい景観の保全、人形浄瑠璃をはじめとする本県独自の地域の伝統的な文化を伝承する潤いと安らぎの場の提供等、「くらし」を豊かで充実したものとしてきました。

この「いのち」と「くらし」を支える農林水産業の持続的な発展と農山漁村の活性化を図るとともに、これらを貴重な財産として守り、健全な姿で次代へ継承し、本県の食料、農林水産業及び農山漁村の未来をゆるぎないものにしてまいります。

第2 計画の性格と役割等

1 計画の性格と役割

- この計画は、「本県農林水産業の目指すべき将来像」を県民と共有するため、県政の運営指針である「いけるよ！徳島・行動計画」との整合性を図りつつ、「長期的に取り組むべき方策【長期ビジョン編】」として今世紀最初の四半世紀が経過する2025年頃を展望し、その将来像の実現に向けた道筋を示すとともに、これを達成するための「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策【行動計画編】」を明らかにするものです。
- 「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策【行動計画編】」においては、具体的な数値目標を明示するとともに、目標を達成するために重点的に施策を実施します。
- 県民・NPO・民間事業者などに対しては、食料・農林水産業・農山漁村の目指すべき目標を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待するものです。

2 計画期間

【行動計画編】は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。
【長期ビジョン編】は、「いけるよ！徳島・行動計画」との整合性を図るため、2025年を目標年度とします。

3 進行管理

県民ニーズや社会・経済・財政の様々な事情の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図るために、施策の適切な進行管理を行います。

(1) 基本条例に基づき、毎年度、徳島県農林水産審議会の意見を聴取し、県議会に報告・公表。

《報告内容》

□食料、農林水産業及び農山漁村の動向

□食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策の実施状況及びその効果

(2) 計画の見直し

「いけるよ！徳島・行動計画」との整合性を図るため、計画期間の折り返し点において中間見直しを行います。

4 計画の構成

この計画は、以下のとおり「長期ビジョン編」及び「行動計画編」から構成します。

I 計画の基本的な事項

第1 計画の基本理念

第2 計画の性格と役割等

II 長期ビジョン編

第1 基本的な考え方

第2 目指す将来像

III 行動計画編

第1 基本目標

第2 施策展開の体系

第3 個別施策の展開

II 長期ビジョン編

第1 基本的な考え方

長期ビジョン編は、「経済社会のグローバル化」や「人口減少、少子高齢化」といった「時代の潮流」を的確に把握した上で、「将来のあるべき徳島の農林水産業」のビジョンを県民の皆さんと共有し、貴重な財産として、次代を担う子どもたちに引き継ぐべく、その実現に向けた「道筋」をお示しすることを目的としています。

本県の農林水産業には、「生鮮食料供給地」として「食料供給力の向上」への取組みをはじめ、明るさが実感できる「地域経済社会の実現」、雇用の場としての「農山漁村の活性化」、「地球温暖化対策」などの環境問題への対応、県民のいのちとくらしを守り自然災害に強い農山漁村づくりなど、長期的な視点に立って解決していくなければならない様々な課題があります。

このため、様々な課題への的確に対応し、県民の皆様の農林水産業への期待に応え、たくましい農林水産業を実現できるよう、県として取り組むべき「施策の方向性」を次の10点といたしました。

長期ビジョン編としては、これら「施策の方向性」に沿って本県の農林水産業・農山漁村を次代に継承してまいります。

○ 施策の方針性

- 1) 生産と消費の距離が近いという本県の特性を生かした「生鮮食料供給地」としての責務を果たすことはもとより、広く国内外に「豊かで充実した食料を提供」すること。
- 2) 恵まれた自然環境を生かした多種多様な農林水産業を展開することにより、県民の「いのち」を支える「農林水産業の持続的な発展」を図ること。
- 3) 「高い技術力」と「創意工夫」を生かした農林水産業者の生産活動と消費者ニーズに的確に対応した販売戦略等により、「とくしまブランド」のより一層の充実を図ること。
- 4) 多様な担い手の育成を図り、本県の農林水産業を、その多様な担い手が自信と誇りを持って從事できる「基幹産業として持続的に発展」させること。
- 5) 農林水産業の自然循環機能を活用することにより、「地球環境の保全に貢献」する農林水産業を推進すること。
- 6) 高品質で多種多様な本県の農林水産物と本県の中小企業者等が有する高い生産技術等とを有機的に連携させ、「農商工連携」「6次産業化」を促進すること。
- 7) 中山間地域等をはじめとする県内各地域の農山漁村を、それぞれが持つ自然的・文化的な特性等の豊富な地域資源を活用することにより、「人・物・情報」が循環する活力のあるものとすること。
- 8) 農林水産業及び農山漁村が持つ「多面的機能」が将来にわたり適切かつ十分に発揮されるようにするとともに、田園環境の再生及び創造を推進すること。
- 9) 県民等が農林水産業への「体験」その他の主体的な「参画」をすることにより、県民の「いのち」を支える農林水産業への理解を深めるとともに、「協働」により潤いと安らぎのある農山漁村の保全に努めること。
- 10) 「南海トラフ」巨大地震や台風、集中豪雨など、自然災害の脅威に備え、農山漁村で暮らす人々の生命および財産を守るため、「防災」はもとより、「減災」の視点を取り入れた、「防災・減災対策」を推進すること。

第2 目指す将来像

【競争力ある力強い農業の実現】 【次世代林業の展開】 【活力ある水産業の再生】

◆ 「食料自給率の向上」

- 消費と生産の連携により農林水産業への理解が進み、高い自給率となっています。
- 耕作放棄地が解消され優良農地が確保されています。
- 県、市町村、農林水産業者、農林水産関係団体、県民等が連携し、食料供給力の確保に向けた施策が総合的に実施されています。

◆ 「食の信頼の確保」

- 農林水産業者は消費者の信頼を得られるよう、たゆまぬ努力を重ね、安心安全な食料が生産供給されています。
- 生産情報が公開され食の信頼が確保されています。
- 食料に関する情報の発信により「食生活を支える環境」が整備されています。
- 家畜衛生管理体制の強化と関西広域連合をはじめ広域的な家畜伝染病に対する危機管理体制の強化が図られています。
- 適正な獣医療の確保が図られています。
- 食品産業事業者が自らの事業活動を通じて、食料の安定的な供給に努めています。

◆ 「食育の推進」

- 県民運動としての食育が定着しています。
- 消費者は健全で豊かな食生活を心がけ、本県の農林水産物を積極的に消費しています。
- 数多くの情報が発信される中、「食を選択する力」が養われ、各々に応じた健全な食生活が行われています。
- 高齢者等との交流により地域の食文化が伝承されています。
- 消費者と生産者の交流が進み、地産地消活動が定着しています。

◆ 「生産性の向上」

- 生産基盤の整備などが進み、優良な農地が維持確保されています。
- 基盤整備が進んだ優良農地において、多様な担い手農家により、とくしまブランドの生産が増えています。
- 農道網の整備により、農林水産物を運搬する自動車や農機具の大型化が図られ、生産者による効率的な農林水産業が実施されています

◆ 「担い手の確保・育成」

- 経営感覚に優れた経営体が中心となって、集落営農組織や女性高齢者などの多様な担い手とともに、本県農業の発展をささえています。
- 農林水産業に関心をもつ他業種企業からの参入や、U/Iターンにより意欲ある人材が数多く就業しています。
- 子供達が農林水産業に関心を持つよう教育環境が整備され、農林水産業の役割が広く認知されています。

◆ 「森林関連産業の成長」

- 豊富な森林資源を活かした多様な森林関連産業が、山間部の基幹産業として、安定的に営まれています。
- 林業の作業現場は、高性能で安全な機械を駆使する若者で溢れています。
- 県産木材は、住宅や家具のみならず、薬品や工業原料など身の回りのあらゆるところに利用されています。

【新成長ビジネスの展開】

◆ 「とくしまブランドの定着」

- 新たな「とくしまブランド」が数々創出され、日本のトップブランドとして、消費者に浸透しています。
- 高い技術力に支えられた本県の農林水産物が、安定的かつ有利に販売されています。
- 環境に優しい農林水産業の推進により、「安全・安心ブランド」として確立しています。
- 安定した経営が営まれ、安全で安心して消費できる農畜水産物の生産・供給が図られています。

◆ 「新たなビジネスの創出」

- 農林水産業が核となった農商工連携・6次産業化が活発となり、農業と連携した新しいビジネスが発展しています。
- 農商工連携により、ニーズを的確に捉えた「多彩な商品」や「徳島ならではの」特徴ある商品が数多く創出され、消費者から支持を得ています。
- 東アジアを中心に海外で評価が確立し、豊かなとくしまの食材が、世界の食卓をにぎわせています。

◆ 「技術力の向上」

- ロボット技術やバイオマスエネルギー・LEDの活用など新技術の開発が進み、農林水産業に定着しています。
- ICTを利用した効率的な生産活動が行われています。
- 機械化や省力化が進み、軽労働化が図られ、高齢者や女性などが無理なく従事できます。
- 研究開発や技術など知的資本の蓄積が進むとともに、有効に活用されています。
- 生涯現役の高齢者の熟練技術が新規参入者に継承されています。

【次代につなぐ農山漁村の創造】

◆ 「地球環境の保全」

- 農山漁村に豊富に存在する農業用水、太陽光といった再生可能エネルギーが活用されエネルギーの地産地消が進んでいます。
- バイオマス資源の燃料利用や堆肥利用が推進され、環境に配慮した農林水産業が営まれています。
- フードマイレージ*やカーボンフットプリント*など環境負荷に関する表示が定着し、消費者が環境にやさしい農産物を優先的に選択できるようになっています。

◆ 「農山漁村地域の魅力発信」

- 農山漁村地域の自然や文化が「心の原風景」として愛され、都市住民等の「やすらぎの場」として多くの人が訪れています。
- 農林水産業の「生産体験」や農山漁村の「生活体験」の提供が進み、魅力が増大しています。
- 地域の個性を活かした商品やサービスが数多く提供され、定着しています。
- 住民や来訪者にとってニーズにあった情報が提供され、生活やレジャーに役立っています。
- 整備の進んだ森林は、CO₂吸収面で地球環境に大きく貢献し、森林浴など都市住民の癒しの場ともなっています。

◆ 「新しいライフスタイルの提供」

- 平日は都市部で働き、週末は農山漁村で生活する等の二地域居住スタイルが定着しています。
- ICTを活用した農山漁村ライフが進み、農山漁村に居ながら都市部の仕事がされています。
- 生活環境の改善が進み、便利で快適な暮らしができます。

◆ 「農林水産業への参画」

- ボランティア活動により農林水産業へ参画する機会が増えています。
- 森林環境の保全への理解が進み、一人一人が環境を大切に守る活動に参加し、社会全体で豊かな森林を支えています。
- 様々な世代で、農林水産業についての学習機会が充実しています。

◆ 「多様な主体による協働」

- 多様な主体の参加により、農山漁村の保全活動が進んでいます。
- 1人ひとりが持つ専門知識や経験が活用され、活き活きと活動しています。
- 地域に根ざす独自の文化を次の世代に継承する活動が充実しています。
- NPO法人など、組織の創設が進み、意欲ある人が協働活動に参画しやすくなっています。
- 情報発信を行うネットワーク化が進み、活動の内容が広く周知できるようになっています。

◆ 「農林水産業・農山漁村の次代への継承」

- 多種多様な生物の生息の場としての環境が維持されるとともに、鳥獣被害は減少しています。
- 水と親しむ空間の提供など「環境学習の場」が増え、子ども達が自然を学んでいます。
- 都市から農村へ安らぎを求めて移住する人が増え、人口減少に歯止めがかかり、新たな担い手と共に地域の農業や景観保全を支えています。

【災害に強い農林水産業の確立】

◆ 「様々な自然災害への備え」

- 自然災害に強い農山漁村が形成され、不安なく快適に生活や農林水産業を行っています。
- 大規模地震災害の発生に備えた、各種の「防災・減災対策」が行われています。
- 自然災害による被害を受けた場合にも、速やかな復旧を行うことが出来る体制が整えられています。

Ⅲ 行動計画編

第1 基本目標

行動計画編は、「計画の基本理念」及び長期ビジョン編においてお示しした「本県農林水産業の目指すべき将来像」を実現するために、「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策」を明らかにするものです。

農林水産基本条例に掲げた項目をもとに、今後取り組むべき施策を6つの「基本施策」として定め、各「基本施策」毎に「主要事業」を設定するとともに、それぞれに「目指すべき方向性」を定め、その実現を目指します。

基本施策I 競争力ある力強い農業の実現

- (1) 食料供給機能の強化による食料自給率の向上
- (2) 安全で安心な食料の安定的な供給
- (3) 食育の推進
- (4) 地産地消の推進
- (5) 活力ある農業の振興
- (6) 優良な生産基盤の整備及び保全
- (7) 担い手の育成および確保
- (8) 環境に配慮した農業の推進

基本施策II 次世代林業の展開

- (1) 林業及び木材産業の振興
- (2) 優良な生産基盤の整備及び保全
- (3) 担い手の育成および確保
- (4) 環境に配慮した林業の推進

基本施策III 活力ある水産業の再生

- (1) 水産業の振興
- (2) 優良な生産基盤の整備及び保全
- (3) 担い手の育成および確保
- (4) 環境に配慮した水産業の推進

基本施策IV 新成長ビジネスの展開

- (1) とくしまブランドの創出
- (2) 農商工連携・6次産業化の促進
- (3) 海外への販路の拡大
- (4) 新たな技術の開発及び普及

基本施策V 次代へつなぐ農山漁村の創造

- (1) 地球環境の保全への貢献
- (2) 魅力ある農山漁村づくり
- (3) 中山間地域等への支援
- (4) 農山漁村と都市との交流促進
- (5) 鳥獣による被害の防止
- (6) 県民等の農林水産業への参画
- (7) 多様な主体の協働による農山漁村の保全活動

基本施策VI 災害に強い農林水産業の確立

- (1) 自然災害に強い農山漁村づくり

第2 施策展開の体系

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の施策体系表

I 競争力ある力強い農業の実現

- 1 食料供給機能の強化による食料自給率の向上
- 2 安全で安心な食料の安定的な供給
- 3 食育の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 活力ある農業の振興
 - 1 水田農業の振興
 - 2 園芸農業の振興
 - 3 畜産業の振興
- 6 優良な生産基盤の整備及び保全
 - 1 優良な生産基盤の整備及び保全
 - 2 農地の適切な管理及び有効利用
- 7 担い手の育成及び確保
- 8 環境に配慮した農業の推進

II 次世代林業の展開

- 1 林業及び木材産業の振興
- 2 優良な生産基盤の整備及び保全
- 3 担い手の育成及び確保
- 4 環境に配慮した林業の推進

III 活力ある水産業の再生

- 1 水産業の振興
- 2 優良な生産基盤の整備及び保全
- 3 担い手の育成及び確保
- 4 環境に配慮した水産業の推進

IV 新成長ビジネスの展開

- 1 とくしまブランドの創出
- 2 農商工連携・6次産業化の促進
- 3 海外への販路の拡大
- 4 新たな技術の開発及び普及

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

- 1 地球環境の保全への貢献
- 2 魅力ある農山漁村づくり
- 3 中山間地域等への支援
- 4 農山漁村と都市の交流促進
- 5 鳥獣による被害の防止
- 6 県民等の農林水産業への参画
- 7 多様な主体の協働による農山漁村の保全活動

VI 災害に強い農林水産業の確立

- 1 自然災害に強い農山漁村づくり

第3 個別施策の展開

I 競争力ある力強い農業の実現

1 食料供給機能の強化による食料自給率の向上

(1) 現状と課題

○カロリーベース及び生産額ベースの食料自給率*はそれぞれ45%、133%（平成22年度概算値）と伸び悩んでいる。

→ 園芸農業や畜産業を中心とする本県において、カロリーベースの食料自給率を向上させるためには、水田の有効活用が不可欠であり、さらなるブランド產品の产地育成や、飼料用米や米粉用米などの新規需要米*の作付け拡大等、「攻めの姿勢」で取り組む必要がある。

○生産者が継続して農林水産業に従事できるよう、所得の確保対策が求められている。

→ 経営安定対策や価格安定対策の実施により、生産者の所得向上を図り、経営を支援する取組みが必要である。

○本県の耕作放棄地*面積は、農業経営者の高齢化・後継者不足などから、増加の傾向にある。

→ 生産基盤である農地を確保するため、耕作放棄地の解消が必要である。

(2) 目指すべき方向性

① 農産物の生産振興や、農地の有効利用により、カロリーベース及び生産額ベースの食料自給率アップを図ります。

② 農業者所得の向上を図り、生産者が継続して農林水産業に従事できるように努めます。

③ 農地の減少を防ぎ、生産基盤を確保するため、耕作放棄地の解消に努めます。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
生産額ベースでの食料自給率*（徳島県）	(22) 133%	155%
カロリーベースでの食料自給率*（徳島県）	(22) 45%	50%
新規需要米*の制度加入面積 飼料用米 米粉用米 飼料用稻	【再掲】 (23) 468ha (23) 389ha (23) 14ha (23) 66ha	810ha 710ha 20ha 80ha
米粉の需要拡大	【再掲】 (23)	70t 100t
農業産出額	(22)	1,080億円 1,200億円
1農業経営体当たりの産出額	(22)	454万円 530万円
飼料作物増産による飼料自給率の向上	【再掲】 (23)	13.8% 15.0%
耕作放棄地*解消面積（累計）	【再掲】 (23)	321ha 700ha

I 競争力ある力強い農業の実現

2 安全で安心な食料の安定的な供給

(1) 現状と課題

- 「安全・安心」という消費者ニーズに合致した農業生産体制へ転換することが重要となっている。
 - 県産農産物の安全性向上のために、「農業生産工程管理（GAP*）」の普及・定着と、その認証制度の充実が求められている。
 - 消費者の求める「安全・安心」に応えるため、農薬の適正使用の普及啓発が必要である。
- 東日本大震災により、農林水産物の放射能汚染に対する関心が高まっている。
 - 安全性の高い本県農林水産物に対する期待が高まっており、さらなる安全性の確保が求められている。
- 人や物の動きの広域化・国際化の進展により、畜産業に大きな影響を及ぼす家畜伝染病の発生リスクが高まっている。
 - 家畜伝染病の予防・診断・診療等に携わる獣医師は不足傾向にあり、獣医療体制を確保し、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向けた危機管理体制を強化していくことが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 県産農産物の安全性に対する信頼確保のため、GAPの取組みをすすめるとともに、「とくしま安²GAP農産物」認証制度*の充実を図ります。
- ② 農薬の適正使用を普及啓発するとともに、残留農薬の検査体制の充実を図ります。
- ③ 本県産農林水産物の放射能検査を定期的に実施します。
- ④ 産業動物獣医師を確保し、必要な獣医療の提供に努めるとともに、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向けた危機管理体制の強化を図ります。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
とくしま安 ² GAP農産物認証件数 (累計)	(23) 80件	200件
農薬適正使用アドバイザー認定人数	(23) 349人	400人
オープンラボ*等を活用した農業者による 残留農薬検査数(分析検体数)	(23) 395検体	450検体
本県産農林水産物の放射能検査検体数 (累計)	(23) 151件	2,000件
家畜伝染病発生件数 (高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫)	(23) 0件	0件
畜産農家への立入検査の実施率	(23) 100%	100%
家畜伝染病発生に備えた防疫演習・研修会等の実施	(23) 9回	10回
獣医療の提供率	(23) 100%	100%
獣医学生のインターンシップ年間受入人数	(23) 12人	12人
獣医師修学資金の貸与者数(累計)	(23) 4人	16人

I 競争力ある力強い農業の実現

3 食育の推進

(1) 現状と課題

○「食」は私たち人間が生きていく上で欠かせないものであり、生命の根本であるが、近年、野菜摂取量不足をはじめとした食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活習慣病の増加など「食」を巡る様々な問題が生じている。

平成23年3月に策定した「第2次徳島県食育推進計画*」では、食育推進の課題を抽出し、具体的な展開方向を示している。

- 県民一人ひとりが食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むための取組みが必要である。
- 日本型食生活の普及に努め、野菜摂取量のアップを図り、バランスの取れた食生活を推進する必要がある。
- 健全な食生活の実践と共に、地産地消や体験活動の促進を図ることが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育むため、各関係機関・団体・食育推進ボランティア*等と連携を図り、県民運動として食育の取組を推進し、また、地域等における食育活動促進のため、食育推進のリーダーを育成します。
- ② 「とくしま食事バランスガイド」や「地産地消超簡単レシピ」の普及、食育推進協力店や地産地消協力店による食育メニューの開発により、野菜摂取量アップをはじめとした健全な食生活の実践と県産食材のPRに繋げます。
- ③ 農林水産業に関する理解を深めてもらうため、食育推進指導者*の農林漁業体験活動を推進します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「第2次食育推進計画*」作成実施市町村数	(23) —	24市町村
食育推進活動イベントの開催数	(23) 180回	330回
食育推進ボランティア*数(累計)	(23) 1,646人	1,770人
「地産地消超簡単レシピ」の作成(累計)	(23) —	50品
野菜摂取量のアップ	(23) 280g	*
野菜摂取量アップ啓発イベント等実施数 (累計)	(23) —	35回
地産地消・食育メニュー商品数(累計)	(23) 15品	80品
食育推進指導者*の農林漁業体験実習件数	(23) —	10回

*他計画と調整中

I 競争力ある力強い農業の実現

4 地産地消の推進

(1) 現状と課題

- 本県は、食料生産県として、「とくしまブランド品目」をはじめとする豊かで充実した食材が多くあり、「地産地消」を進めていく条件に恵まれている。「生産者の顔が見え、信頼できる関係」を求める消費者ニーズに応えた、大規模な産直市や、量販店の地場産品コーナーでの販売が増加している。
- 「地元ならではの产品」など、豊富な食材を揃えた「新鮮」で「おいしい」県産品を販売する直売所等を拠点とし、地産地消に対する県民の意識を高める取組みを推進することが必要である。
- 直売所においては、消費者のニーズに応え、商品表示や品質の管理を徹底する必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 徳島の食や農を守り育てるため、生産者、販売者、消費者が協働で、地産地消意識を高める取組みを推進するとともに、県内産品の消費拡大や食育活動、情報提供等に協力していただける直売所や飲食店、量販店等を「地産地消協力店*」として登録し、地域産物の積極的な活用を進めます。
- ② 消費者ニーズに応えた魅力的な直売所にするため、表示や品質の管理を徹底します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
地産地消協力店数(累計)	(23) 250店	300店
地産地消・食育メニュー商品数(累計) 【再掲】	(23) 15品	80品
「地産地消超簡単レシピ」の作成(累計) 【再掲】	(23) 一	50品
学校における地場産品活用率	(23) 58%	*
直売所の品質管理担当者数(累計)	(23) 15人	40人

*他計画と調整中

I 競争力ある力強い農業の実現

5 活力ある農業の振興

1 水田農業の振興

(1) 現状と課題

○本県の水田の利用状況については、主食用米が68%、野菜が22%、飼肥料作物が7%、豆類（大豆等）が0.4%、麦が0.4%、その他作物が2%となっており、麦や大豆などの土地利用型作物の割合が少なく、野菜の割合が高くなっている。

水田の作付延べ面積は19,900haで、水田の利用率は96.1%（平成22年）となっており、全国平均（93.1%）と比較して、効率的な水田利用が図られている。

→ 水田の有効活用を図るため、新規需要米*等の戦略作物*、園芸作物の作付を拡大する必要がある。

○「水稻」は、兼業農家などの小規模零細農家による作付けが大部分を占めており、生産のコストの低減が進んでいない。

近年、夏季の高温により、米の品質低下が問題となっている。

→ 担い手への農地の集積を推進し、生産コストの低減を進める必要がある。

→ 新品種を導入し、米の品質向上を図る必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 「農業者戸別所得補償制度*」を活用し、水田の有効活用や自給力の向上を図るため、新規需要米、戦略作物、園芸作物の作付拡大を推進します。
- ② 「集落営農*」や「担い手への農地集積」などを推進し、効率的に資本整備を図ることによって、生産コストを低減し、経営安定を進めます。
- ③ 水稻の新品種（高温耐性品種）の導入・普及を進め、品質の向上を図ります。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
水田の利用率	(22) 96%	100%
農業者戸別所得補償制度加入面積	(23) 6,070ha	8,000ha
新規需要米*の制度加入面積 飼料用米 飼料用稻 米粉用米	(23) 468ha (23) 389ha (23) 66ha (23) 14ha	810ha 710ha 80ha 20ha
戦略作物*の制度加入面積 麦 大豆 飼料用作物	(23) 344ha (23) 96ha (23) 38ha (23) 193ha	500ha 150ha 80ha 230ha
米粉の需要拡大	(23) 70t	100t
集落営農組織数	【再掲】(23)	30組織
担い手への農地の集積率	【再掲】(23)	27% 38%
水稻新品種（高温耐性）の栽培面積	(23)	— 300ha

I 競争力ある力強い農業の実現

5 活力ある農業の振興

2 園芸農業の振興

(1) 現状と課題

- 本県の農業産出額1,080億円（平成22年）のうち、園芸作物である野菜（いも類を含む。）・果樹・花きの産出額は、587億円と全体の54%を占めており、本県農業の重要な分野となっている。
近年の園芸作物の作付面積、出荷量は、高齢化の進行と担い手の減少、燃料油の高騰をはじめとする生産資材の上昇などにより、減少傾向にある。
→ 産地をリードする担い手や新たに園芸作物の生産に取り組む農業者をサポートし、高品質で安全・安心な「とくしまブランド」の生産拡大や生産・流通の低コスト化を図り、収益性の高い農業を展開することで「もうかる農業」を実現する必要がある。
- 東日本大震災の影響が長期化する中、京浜地域の卸売市場をはじめ、量販店などからは、本県の「安全・安心」な野菜に対する期待の高まりから、一層の出荷拡大が求められている。
→ 消費者の期待に応えるため野菜の生産拡大を図るとともに、首都圏及び関西圏での販売力を強化し、県産野菜の販売を拡大する必要がある。
- 外食・中食など食の外部化やカット野菜、調理済みの惣菜等食の簡便化志向の高まりなど「食のスタイル」が大きく変わり、消費が多様化していることから、消費者ニーズに的確に対応した産地づくりが急務である。
→ 消費者が求める「安全・安心」に裏打ちされた県産品の安定供給と消費者ニーズに的確に反応した加工・業務用産地の育成など、「消費感度の高い産地づくり」を進める必要がある。
- 「なると金時」をはじめ「だいこん」、「渭東ねぎ」、「鳴門らっきょ」など、本県砂地畠園芸を維持発展するために従来の「手入れ砂（海砂）」と同等の代替技術が求められている。
→ 「吉野川の河川砂（以下「川砂」という。）」が、平成19年度から「手入れ砂」*として利用可能となり、以後「川砂」の特性及び利用方法等を調査・研究することにより、「手入れ砂」としての利用が拡大しつつある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 園芸作物の生産拡大と省力化・低コスト化を図り、収益性の高い農業を展開することで、「もうかる農業」を目指します。
- ② 首都圏及び関西圏への販売力の強化を図るため、県産野菜の生産・販売拡大を推進します。
- ③ 「食のスタイル」の変化など、多様化する消費者ニーズに的確に対応した「競争力のある産地づくり」を進めます。
- ④ 本県砂地畑園芸に欠かすことのできない「手入れ砂」として「川砂」の安定供給の構築に努めるとともに、今後とも、とくしまブランドの生産性・品質の維持向上に取り組み、「川砂」の利用促進を図ります。

(3) 行動目標

項 目	現 状	H28
園芸品目の產出額（いも類、しいたけ含む）	(22) 671億円	720億円
「飛び出す」ブランド産地育成事業* 実施産地数（累計） 【再掲】	(23) 31産地	50産地
低コスト化・省力化機械導入品目数	(23) 7品目	10品目
野菜の作付面積拡大（累計）	(23) 一	1,000ha
首都圏（東京都中央卸売市場）への野菜 出荷量	(23) 18.8千トン	20.7千トン
大阪中央卸売市場における野菜・果実の 販売金額(順位)	(23) 3位	1位
加工・業務用契約品目育成数	(23) 14品目	16品目
持続的生産技術（手入れ砂代替技術） 導入戸数（累計）	(23) 327戸	650戸

I 競争力ある力強い農業の実現

5 活力ある農業の振興

3 畜産業の振興

(1) 現状と課題

- 本県では、畜産ブランドの普及と出荷拡大に努めてきており、「阿波尾鶏」については、出荷羽数が地鶏で日本一になるなど、成果が出ているところである。
→ 更なる畜産ブランドの強化と、出荷拡大に努める必要がある。
- 畜産経営においては、飼料を始め生産資材の高騰により生産コストが増加するとともに、長引く景気低迷により販売価格が低下し、その収益性の減少から、経営規模縮小や廃業が続いている。
→ 各種畜産の価格安定制度を活用しつつ、生産コストの削減に向けた研究開発や新たな技術の普及を進めることが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 「阿波尾鶏」を始めとする畜産ブランドの生産力の増強を図る一方、県内外での販路の拡大を図るとともに、「新とくしまブランド豚」の生産出荷販売体制を構築します。
- ② 新技術導入による生産の効率化や自給飼料の生産などによるコストの低減が図られるよう支援するとともに、創意工夫を活かした畜産経営を育成します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
畜産産出額	(22) 272億円	275億円
「阿波尾鶏」出荷羽数	(23) 193万羽	300万羽
「阿波牛」出荷頭数	(23) 1,700頭	1,800頭
「新とくしまブランド豚」出荷頭数	(23) 一	600頭
畜産物の多様な流通拠点の開拓数	(23) 2地域	8地域

(3) 行動目標

項目	現状	H28
畜産ブランドの指定店*数	(23) 586店舗	600店舗
畜産物のJAS*取得件数（累計）	(23) 2件	4件
収益性の高い畜産経営体を目指すモデル数	(23) 6モデル	14モデル
飼料作物増産による飼料自給率の向上	(23) 13.8%	15.0%
飼料用米・飼料用稲利用畜産農家数	(23) 25戸	35戸
乳用牛群検定*への農家加入率	(23) 25%	30%

I 競争力ある力強い農業の実現

6 優良な生産基盤の整備及び保全

1 優良な生産基盤の整備及び保全

(1) 現状と課題

○地域に応じたほ場の整備や農産物の運搬に必要な農道網等の整備、基幹水利施設の整備が求められている。

→ 効率的な農業経営を支え、安全・安心で高品質な「とくしまブランド」農産物の安定した生産を図るため、生産基盤の整備を推進する必要がある。

○現在、登記所の地図や図面は、明治時代の調査記録に基づいたものが多く、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くある。

→ 公共事業の実施や公共用地の適正管理への支障、土地取引や有効活用の阻害などの要因となっており、地籍調査*を推進する必要がある。

(2) 目指すべき方向性

① 新鮮で高品質な「とくしまブランド」農産物の产地化を促進する生産基盤の整備を図ります。

② 公共事業の円滑な実施や、農地及び農業用施設のほか、各種公共施設の管理の適正化を図るため、地籍調査の推進を行います。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
ほ場の整備面積（累計）	(23) 6,694ha	6,820ha
基幹農道の整備延長（累計）	(23) 32km	35km
国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長（累計）	(23) 63km	71km
補助事業で整備した水利施設の機能診断地区数（累計）	(23) 7地区	40地区

(3) 行動目標

項 目	現 状	H28
地籍調査の実施市町村数	(23) 23市町村	24市町村
地籍調査の進捗率	(23) 30%	35%
津波浸水区域、中央構造線沿いにおける 地籍調査の実施面積 【再掲】	(23) 69km ²	139km ²

I 競争力ある力強い農業の実現

6 優良な生産基盤の整備及び保全 2 農地の適切な管理及び有効利用

(1) 現状と課題

- 全国的に耕作放棄地の増加が問題となっているが、本県においても、農業経営者の高齢化・後継者不足などから、耕作放棄地*は増加の傾向にある。
- 生産基盤である農地を確保するため、耕作放棄地の解消が必要である。
- 担い手対策を進めることにより、耕作放棄地の発生を防ぐ必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 行政、農業関係団体が一体となった推進体制を構築し、市町村が作成した耕作放棄地解消計画の着実な実行を支援するとともに、解消後の営農定着を促進します。
- ② 耕作放棄地の発生防止や効率的な利用を促進するため、担い手に対する農地の集積を図るとともに、新たな担い手の確保を推進していきます。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
耕作放棄地解消面積（累計）	(23) 321ha	700ha
「耕作放棄地・活用援農隊」登録者数（累計）	(23) 1.5人	200人
ボランティア等の活用による耕作放棄地解消モデル圃場の設置数（累計）	(23) 1圃場	10圃場
耕作放棄地を活用した放牧実施箇所数（累計）	(23) 37件	40件
他産業から農業への参入数（累計） 【再掲】	(23) 14組織	25組織
担い手への農地の集積率	(23) 27%	38%

I 競争力ある力強い農業の実現

7 担い手の育成及び確保

(1) 現状と課題

○農業就業人口は就業者の高齢化などにより年々減少しており、安定した食料の生産を継続し、農村の活性化を図るために、多様な担い手の育成が求められている。

→ 地域農業の維持・発展には、次代を担う多様な農業の担い手の育成が必要であり、新規就農が期待できない地域においては、集落営農*の組織化等に取り組む必要がある。

→ 若者への農業に対する理解を醸成する必要がある。

→ 就農希望者や新規就農者に対する細やかな支援のために、講習会、研修会等を行う必要がある。

○農業協同組合を取り巻く環境は、組合員の高齢化、後継者不足による組合員数の減少、他業種との競争激化など厳しさを増している。

→ 合併等による経営基盤の強化を行い、地域農業の振興と組合員の生活向上を目指すことが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 人・農地プランにより、地域の中心となる担い手を位置づけるとともに、本県農業を担う多様な担い手を育成・確保します。
- ② 高校生や大学生を対象とした農作業体験など、農業への理解を深め、将来の就農へつなげる取組みを行います。
- ③ アグリビジネススクールの開設等、講習会、研修会を開催し、経営能力に優れ、次代の本県農業を担う人材育成に取り組みます。
- ④ 地域農業の振興と組合員の生活向上を目指すため、農業協同組合（地区段階合併）及び農業共済組合の合併を支援します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「人・農地プラン」策定市町村数（累計）	(23) 一	24市町村
「人・農地プラン」に位置づけられる 「地域の中心となる経営体」数（累計）	(23) 一	800経営体
集落営農組織*数	(23) 30組織	60組織
農業法人数	(23) 190経営体	215経営体
他産業からの農業への参入数（累計）	(23) 14組織	25組織
新規就農者数（累計）	(23) 599人	1,200人
家族経営協定*締結数	(23) 951戸	1,050戸
都市圏大学生就業体験者数（累計）	(23) 34人	110人
縁の学園*参加者数（H25からの累計）	(23) 一	120人
アグリテクノスクール受講生数（累計）	(23) 1,812人	3,700人
OJT研修*（農業分野）受講者数	(23) 112人	220人
アグリビジネススクール講座の開催数（累計）	(23) 一	*
農業協同組合数	(23) 16組合	1組合
農業共済組合数	(23) 3組合	1組合

*他計画と調整中

I 競争力のある力強い農業の実現

8 環境に配慮した農業の推進

(1) 現状と課題

- 環境問題への意識が高まる中、農業分野においても地球温暖化防止や生物の多様性を保全する、環境に配慮した農業の取組みが求められている。
 - エコファーマー*や有機農業者*など環境に配慮した農業を実践する生産者の育成を図る必要がある。
- 有機農産物や農薬の使用を低減した農産物に対する消費者の関心が高まっているものの、生産者の販売価格に十分反映されていない。
 - 消費者・実需者にPRを行うなど、流通・販売面の強化を図る必要がある。
- 家畜排せつ物は、その大半が堆肥化され農地に還元されているが、需要期が限られるため時期的に余剰傾向となる。
 - 効率的な処理方法の導入や循環型農業の拡大が不可欠である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 有機質資源の循環利用による土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用を低減する技術（IPM*（総合的病害虫・雑草管理等））の普及を図り、環境に配慮した農業生産を推進します。
- ② エコファーマーや有機農業者をはじめ、環境に配慮した農業を実践する農業者の情報を発信し、PRする取組みを推進します。
- ③ 良質な堆肥を生産し、耕種農家と連携強化した資源循環型農業を推進します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
エコファーマー認定数 (累計) (実数)	(23) 1,626人	2,100人
	(23) 1,089人	1,600人
IPM実践者戸数	(23) 155戸	450戸
環境保全型農業直接支援対策取組者数（累計）	(23) 78人	500人
有機農業推進体制整備市町村数	(23) 11市町村	24市町村
農産物省CO ₂ 「見える化」*取組件数（累計）	(23) 75件	250件
家畜排せつ物の堆肥化率	(23) 92%	97%

II 次世代林業の展開

1 林業及び木材産業の振興

(1) 現状と課題

○本県の森林資源は、全国より成熟が進んでおり、特に「徳島すぎ」を中心とした人工林では、今後数年以内に、半数以上が、樹齢50年を超える見通しで、主伐が可能な時期を迎えようとしている。

- 生産量を増大するためには、より効率的な施業が必要である。
- 木材価格の低迷が再造林意欲を減退させている。

○本県は、「製材工場」に加え「合板工場」や「MDF*工場」も立地するなど、「根元から梢まで利用」する多様な加工体制を有している。

また、県産材の生産、木材の加工・流通の更なる効率化を図り、川上と川下が一体となって「県産材の生産・消費量」の「倍増」を目指す「次世代林業プロジェクト」に平成23年度から取り組んでいる。

- 本県で消費される原木の約5割が他県材等であることから、県産材の消費（自給率）を高めることが課題となっている。
- 消費を推し進めるためには、県全体での推進体制の構築が急がれる。
- 木材利用の新分野への可能性を研究し、魅力的な商品開発に繋げることが求められている。
- 生産された木材製品の約6割が京阪神を中心とする県外に出荷されている。更なる増産を実施し、県産材の消費拡大を図るためにには、県外における販路拡大が求められている。
- 再生エネルギー買取制度の発足により、木質バイオマスエネルギー活用への期待が高まっている。

○生産量全国1位を誇る生じいたけについては、じいたけ原木需要の約半分を県外産に依存している。

- 震災以降、全国的な原木不足から、じいたけ生産を守るため、県内での安定した原木の調達が必要となっている。

(2) 目指すべき方向性

- ① 10年後（平成32年度）の「県産材生産量の倍増（40万m³）」の実現を図るため、施業の集約化を図った大規模な団地に主伐も含めた先進的な高性能林業機械*と高密度路網を集中的に投入し、生産性の向上と県産材生産量の拡大を推進します。
- ② 植林の負担を軽減し、皆伐及び皆伐後の確実な更新（植林）を推進するため、シカ食害対策や低コスト造林技術の確立と実用化に取り組みます。
- ③ 木材産業における生産性の向上を図るため、生産・流通・加工施設の整備を支援するとともに、木材産業者の連携による競争力の高い産地づくりを進めます。
- ④ 平成〇〇年〇〇月に制定した「徳島県県産材利用促進条例」に基づいて、県民総ぐるみでの県産材を利用することの意義やメリットの普及を図ります。また、県・市町村等公的部門が率先して県産材の利用を進めるとともに、県産木造住宅を建設する施主、建築士、工務店に対し、支援等を講じるなど、民間部門においても県産材の積極的な利用を推進します。
- ⑤ 「木材利用創造センター」において、木材の性能把握や新たな用途開発に取り組むとともに、「徳島すぎ」のブランド化や産地、性能・品質を証明する「徳島県木材認証制度」*等の活用により消費者から信頼される木材供給を推進します。
- ⑥ 新たな県産材の出荷先として、国内は首都圏・関西圏での拡大を目指すとともに、国外への試験輸出等による新たな販路開拓を推進します。
- ⑦ 林業・木材産業の過程で発生する木屑などの未利用資源や木質ペレット等を利用し、木質バイオマスエネルギーの活用を推進します。
- ⑧ 里山林の広葉樹資源を有効に活用し、しいたけ原木の自給率向上に努めます。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
木材・木製品生産額	(22) 327億円	490億円
県産材の生産量	(23) 24万m ³	34万m ³
県産材自給率	(23) 49%	61%
高能率団地*設定数（累計）	(23) 19団地	80団地

(3) 行動目標

項目	現状	H28
新林業生産システム（先進林業機械）導入数（累計）	(23) 34セット	50セット
「林業版」直接支払制度を活用した森林整備面積	(23) 4,700ha	28,000ha
人工造林面積（累計）	(23) 118 ha	170 ha
製材品出荷量に占める人工乾燥材割合	(23) 24%	30%
製材工場1工場当たりの県産材使用量	(23) 1,145m ³	1,500m ³
「徳島すぎの家づくり協力店」による県外での建築戸数（累計）	(23) 39戸	58戸
県内の公共部門における県産木材使用量	(23) 1.3万m ³	2.0万m ³
県内の民間部門における県産木材消費量	(23) 7.3万m ³	9.6万m ³
「徳島県木材認証制度*」登録事業所数（累計）	(23) 218事業所	240事業所
県産材の県外出荷量	(23) 16.2万m ³	21.4万m ³
県外における「徳島すぎの家」協力店数（累計）	(23) 24店	36店
木質バイオマス利用施設数（累計）	(23) 14基	20基
しいたけ原木自給率	(23) 53%	64%

Ⅱ 次世代林業の展開

2 優良な生産基盤の整備及び保全

(1) 現状と課題

- 本県の森林は8割を傾斜20度以上の急峻な地形が占め、台風が多く、雨量も多いことなど条件が厳しいことから、路網整備は進んでいない。
 - 県産材の生産量増大のためには、さらなる路網整備が求められている。
- 本県の森林は、国有林や公有林が少なく、私有林が89%と大部分を占めているが、これらの個人所有林では、所有形態が零細で、過疎化や高齢化の影響による「境界の不明確化」や「放置森林」の増加が懸念されている。
 - 森林所有者など森林境界を把握する方の高齢化により、早急な境界の明確化が必要となっている。
 - 集約化により効率的で持続可能な森林経営を行う仕組みづくりが必要となっている。
 - 水源かん養や山地災害の防止など、公益的機能の低下が懸念されている。

(2) 目指すべき方向性

- ① 高性能林業機械*の効率的な稼働による林業生産性の向上を図るため、基幹となる林道等に加え、林業専用道、森林作業道を有効に組み合わせた複合的な林内路網整備を推進します。
- ② 森林境界の明確化事業を実施し、所有者界を明確にすることで、適正な森林管理を促進するとともに、地籍調査の補完にも繋げます。
- ③ 森林管理や施業の受委託を促進し、効率的で持続的な森林経営を行う仕組みを確立するため、森林経営計画の策定を推進します。
- ④ 保安林の整備拡充を進めるとともに、水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止など公益的機能の高い保安林*の維持増進を図るための施策を実施します。

(3) 行動目標

項 目	現 状	H28
林内路網（林道・作業道等）開設延長（累計）	(23) 6,462km	7,270km
地域で取り組む森林境界明確化面積（累計）	(23) 2,218ha	30,000ha
森林經營計画認定面積（累計）	(23) 一	50,000ha
保安林指定面積（民有林）（累計）	(23) 95,150ha	95,900ha

II 次世代林業の展開

3 担い手の育成および確保

(1) 現状と課題

- 次世代林業プロジェクトでは、県産材の増産を図るとともに、伐採、植栽、保育を繰り返す森林の循環利用を進め、豊かな森林資源を次世代に引継ぐために、林業を担う技術・技能の高い人材、林業事業体の育成・確保に取り組んでいる。
- 広域的・長期的な視点から、森づくりと林業・木材産業の活性化に向けた将来像を描くことが必要である。
 - 森林所有者に対し適正な施業管理を働きかけ推進する人材の育成が必要である。
 - 県産材の増産を実現するため、高度な技能を有する林業従事者の育成確保が急がれている。
 - 今後の増産に対応するため、新たな林業従事者の確保が課題となっている。
 - 林業従事者の雇用の受け皿となる林業事業体の新規参入の促進や事業経営基盤の強化が必要となっている。
 - 建設業から林業への新たな参入が課題となっている。

(2) 目指すべき方向性

- ① 地域の関係者との合意形成を図りながら、広域的・長期的視点に立った森づくりと林業・木材産業の活性化に向けたビジョンを描き、各般の取組みを支援するフォレスターを育成します。
- ② 森林施業プランを提示し、森林所有者の施業意欲を引き出すとともに、施業の集約化を図り、一体的な施業を行うことで、コストの低減や効率的な森林施業を推進する森林施業プランナーを育成します。
- ③ 林業における各種作業に必要な資格等の取得から、高度な伐採技術や作業道の開設技術、高性能林業機械*の操作、経営管理や安全管理など、ステップアップ方式による人材育成研修を実施し、「林業プロフェッショナル*」として総合的な人材の確保を推進します。
- ④ 林業への新規就業希望者や他の職業からの参入希望者の就業を支援します。

(2) 目指すべき方向性

- ⑤ 経営感覚に優れた力強い「林業事業体」を育成するとともに、建設業者等の多角経営化による林業への新規参入を支援するため林業事業体への登録を推進します。
- ⑥ 林道開設工事と搬出間伐を組み合わせて発注することにより、建設業から林業への参入を促し、新たな森林整備の担い手確保を図ります。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
フォレスターの育成者数（累計）	(23) 3人	44人
森林組合数	(23) 11組合	5組合
森林施業プランナーの育成者数（累計）	(23) 9人	23人
「林業プロフェッショナル*」育成者数（累計）	(23) 170人	260人
新規林業就業者数（累計）	(23) 175人	240人
林業事業体の登録数（累計）	(23) 51事業体	60事業体
林道工事に搬出間伐を取り入れた発注件数	(23) 2件	12件

II 次世代林業の展開

4 環境に配慮した林業の推進

(1) 現状と課題

- 本県は、スギ・ヒノキ等の人工林の割合が全国6位（約62%）と高く、地球温暖化対策を推進していく上で、人工林を中心に、二酸化炭素を吸収・固定する森林の健全な育成が必要である。
 - 吸収源対策として、間伐等森林の整備が急務となっているほか、広葉樹林や針広混交林のような多様な森林整備を行うなど、環境に配慮した森づくりが求められている。
 - 人工林とあわせて、天然生林における森林吸収源を確保する必要がある。
- バイオマス資源の活用は、「環境対策」「エネルギー対策」他、多方面での効果が期待できることから、一層の利用促進が求められている。
 - 点在する資源の収集や、利用するための設備の投資に多くのコストが必要であり、バイオマスの利活用を推進していくうえでの課題となっている
- カーボンオフセットの取り組みが広がりつつあることに加え、県民が参加するボランティアの森づくりや企業による社会貢献を目的とした活動が進みつつある。
 - 森林整備への気運の高まりを受け、県民・企業・行政が一体となり森林整備を加速する必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 間伐や抜き伐りを進め、人工林の針広混交林への誘導や下層植生を増やし、長伐期林*、複層林*、針広混交林*へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行う多様な森づくりを促進します。
- ② 温暖化防止の森林吸収源対策に位置づけされている天然生林の保安林化を推進します。
- ③ 化石燃料によるCO₂排出量を低減するため、再生可能な木質バイオマスを林業・木材産業で活用する取組みを推進します。
- ④ 事業者や県民の連携・協働を進め、森林の保全や整備に努めていただくとともに、事業者等が排出する温室効果ガスを森林の整備等による吸収量で埋め合わせる「カーボンオフセット*」を推進します。

(3) 行動目標

項 目	現 状	H28
間伐実施面積（累計）	(23) 50千ha	67千ha
針広混交林*・複層林*の誘導面積（累計）	(23) 1,669ha	3,600ha
広葉樹林の整備面積（累計）	(23) 668ha	1,300ha
森林吸収源対策としての天然生保安林の指定面積（累計）	(23) 55ha	305ha
木質バイオマス利用施設数（累計）【再掲】	(23) 14基	20基
協働の森づくり企業・団体数（累計）	(23) 73企業 ・団体	120企業・ 団体
個人寄附金による森づくり箇所数（累計）	(23) 2箇所	7箇所
森林吸収量取引制度の認証面積（累計）	(23) 571ha	1,280ha

III 活力ある水産業の再生

1 水産業の振興

(1) 現状と課題

- 海水温の上昇や栄養塩不足など漁場環境の変化、生産者の減少や高齢化など、様々な要因により漁業生産量が減少傾向にある。
 - 安定的な漁獲量の確保、海藻養殖の拡大、新たな漁業収入の創出などによる漁業所得の向上が要である。
 - 藻場造成や適切な漁場管理による漁場の再生と漁場環境の保全が必要である。
 - 老朽化した漁港の改修など生産基盤の整備が必要である。
- 安価な輸入水産物の増加や消費者の嗜好の多様化による魚離れなどにより、魚価が低迷し、消費も減退している。
 - 水産物の衛生・品質管理の徹底などによる品質向上により、消費の拡大や魚価の向上が必要である。
 - 地産地消の推進や食育などの取組みにより魚食普及を図ることが必要である。
 - 水産物のブランド化、農商工連携、6次産業化などによる付加価値の向上が必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 資源管理型漁業の着実な推進や効率的・効果的な栽培漁業*の推進に取り組み、水産物の安定生産を図るとともに、「鳴門わかめ」など県産ブランドの水産物の維持拡大のため、「増産」及び「販路拡大」の取り組みを推進します。
- ② 稚魚の育成場となる藻場*の造成に取り組むとともに、掃海*の実施により、生産力の高い漁場づくりを推進します。
- ③ 護岸などの漁港施設の老朽化状況を調査する機能診断を行い、必要に応じて対策工事を進めます。
- ④ 生産・流通施設などの整備を進め、水産物の品質向上や衛生管理の高度化を図るとともに、共同利用施設等の導入や、機器等の省エネ・省コスト対策により、生産性・収益性の高い経営を推進します。
- ⑤ 小学校等での地場の魚を使った料理教室や漁業についての総合学習会の開催などにより、魚食普及を図ります。

(2) 目指すべき方向性

⑥ 生産者、市場関係者、観光関係者が一体となって、県内、都市部のイベント等で、ブランド水産物等のPRを行うとともに、料理店等での消費拡大を促す取組みを実施します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
漁業生産額（海面）	(23) 137億円	140億円
ヒラメ種苗放流尾数（累計）	(23) 352千尾	1,350千尾
アワビ種苗放流個数（累計）	(23) 341千個	1,200千個
クルマエビ種苗放流尾数（累計）	(23) 2,831万尾	11,000万尾
養殖わかめの生産量	(23) 6,842トン	10,000トン
天然わかめの生産量	(23) 20トン	300トン
ひじき養殖実施地区数（累計）	(23) 1地区	5地区
藻場造成箇所数（累計）	【再掲】(23) 12箇所	20箇所
掃海実施面積（累計）	【再掲】(23) 188Km ²	330km ²
水産物供給基盤機能保全計画策定漁港数	【再掲】(23) 9箇所	13箇所
水産物出荷・流通施設等の整備（累計）	(23) 3箇所	7箇所
魚を使った料理教室の開催（累計）	(23) 3回	12回
漁業についての総合学習会の開催（累計）	【再掲】(23) 2回	10回
ブランド水産物の消費拡大に向けた協議会の組織数	【再掲】(23) 1組織	6組織

III 活力ある水産業の再生

2 優良な生産基盤の整備及び保全

(1) 現状と課題

○水産物の安定供給を図るため、総合的かつ計画的に漁港施設等整備を進めてきたところであるが、未だに航路の波が高かったり、台風の度に避難を必要とする漁港もある。また、近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきている。

→ 航路や泊地の静穏度を向上させるため防波堤の整備や改良が必要である。

→ より効率的で効果的な施設の保全、更新による資産の有効活用が強く求められている。

(2) 目指すべき方向性

- ① 防波堤の整備や改良を行い、安全な航路や泊地を有する漁港づくりを進めます。
- ② 漁港施設等の長寿命化やライフサイクルコスト（生涯費用）の最小化、更新コストの平準化を図るため、護岸などの漁港施設の老朽化状況を調査する機能診断を行い、その結果に基づく「機能保全計画」の策定を進めます。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
防波堤整備・改良漁港数（累計）	(23) 一	4箇所
水産物供給基盤機能保全工事実施漁港数（累計）	(23) 1箇所	5箇所
藻場造成箇所数（累計）	【再掲】(23)	12箇所
掃海実施面積（累計）	【再掲】(23)	188Km ²
		330Km ²

III 活力ある水産業の再生

3 担い手の育成および確保

(1) 現状と課題

- 本県の漁業就業構造は、若齢者の新規就業が少ないため、縮小・高齢化の一途を辿っている。
→ 漁業生産や漁村地域の活力低下が懸念されるため、新規漁業就業者の確保と次代を担う有能な漁業者の育成が急務となっている。
- 漁協においては、魚価の低迷や漁獲量の減少、組合員の高齢化や後継者不足により組合員数が減少しており、経営基盤が脆弱化している。
→ 漁協の合併等による経営基盤の強化が必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 「漁業人材育成プログラム」に基づき、漁業技術のみならず、的確な判断ができる「経営能力」の養成を行い、「自立できる若い漁業者」や「時代の潮流に対応できる経営感覚に優れた漁業者」を育成するとともに、「開かれた漁業」への意識改革を図ることで「新たな人材の受け入れ」にも繋げていきます。また、就業希望者を対象とした相談窓口の設置により、必要な情報の提供や漁協とのマッチングを推進します。
- ② 漁協の合併等への主体的な取組みに対し支援することにより、将来にわたり組合員や地域社会に貢献できる活力ある漁協を育成します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「漁業人材育成プログラム*」に基づく研修等の受講者数	(23) 一	*
新規漁業就業者数（累計）	(23) 149人	240人
漁業協同組合数（沿海）	(23) 34組合	1組合

*他計画と調整中

Ⅲ 活力ある水産業の再生

4 環境に配慮した水産業の推進

(1) 現状と課題

- 河川等から流れ出た流木等のゴミが海底に堆積したり、海岸に漂着し、漁業の妨げとなったり、海岸の景観や安全性が損なわれている。
→ 漁場・海岸の環境保全を進める必要がある。
- 海水温の上昇などの海洋環境の変化等により、海域の水質浄化機能を有する「藻場」が減少している。
→ 海域の水質浄化や水産資源の育成のため、減少した「藻場」の回復を図る必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 掃海事業の実施や海岸清掃ボランティア活動に対する支援を行い、漁場・海岸の環境保全を推進します。
- ② 海水温の上昇など海域環境の変化や水産資源のライフサイクルを考慮した効率的・効果的な藻場造成に取り組み、環境に配慮した漁場づくりを推進します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
掃海実施面積（累計）	(23) 210km ²	330km ²
海岸清掃ボランティア参加者数（累計）	(23) 1,200人	1,800人
藻場造成箇所数（累計）	(23) 12箇所	20箇所

IV 新成長ビジネスの展開

1 とくしまブランドの創出

(1) 現状と課題

○本県では、全国に先駆けて農林水産物のブランド化に取り組み、ブランド品目の育成を行うなど、成果を上げてきたところであるが、消費者ニーズや流通環境の多様化、輸入農林水産物の増加等により、農林水産物の生産環境は厳しい事態に直面している。

→ 国内外に誇る「とくしまブランド」として確立するため、「ひろがる・とくしまブランド戦略」を実施し、「消費感度の高い産地づくり」を推進する必要がある。

○農林水産物の価格低迷や産地間競争の激化などから、さらなるブランド力の強化が求められている。

→ 他産地より一歩抜き出たブランド力を構築するため、販売戦略の再構築やブランドを支える産地や人材の育成、贈答用をターゲットにした付加価値の高い商品である「とくしま特選ブランド*」商品の拡大などに取り組む必要がある。

→ 様々なツールを利用した、積極的なPR活動を行う必要がある。

→ 経営基盤の強化や優良種畜・種苗の安定生産の推進が必要である。

○全国有数の生産を誇る水産物をブランド品目に位置づけているものの、その認知度は十分高いとは言えない。

→ 消費拡大と漁業所得の向上を図るために、キャンペーンの実施など、官民が一体となった認知度向上への取組みが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 消費者ニーズに迅速に対応する「消費感度の高い」産地を育成します。
- ② ブランド力強化のため、「とくしま特選ブランド」商品の拡大を図ります。
- ③ 「とくしまブランド」のさらなる確立のため、「新鮮 なっ！とくしま」号や「とくしまブランド協力店*」など、様々なツールを利用した積極的なPRや、インターネットを活用した情報発信を充実させます。
- ④ 「畜産ブランド」の販路開拓による販売力の強化により、出荷頭羽数の増加を目指し、また、新ブランドの知名度の向上に努めるとともに、生産力の強化を支援します。
- ⑤ 生産者、市場関係者、観光関係者が一体となって、県内、都市部のイベント等で、ブランド水産物等のPRを行うとともに、料理店等での消費拡大を促す取組みを実施します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
農林水産物ブランド品目数	(23) 30品目	40品目
「飛び出す」ブランド産地育成事業*実施 産地数(累計)	(23) 31産地	60産地
「とくしま特選ブランド」登録数(累計)	(23) 11商品	25商品
「とくしまブランド協力店」における徳 島フェアの開催回数(累計)	(23) 45回	150回
「新鮮 なっ!とくしま」号の運行回数 (累計)	(23) 322回	500回
「とくしまブランド協力店」数	(23) 31店舗	35店舗
「とくしまブランド・クチコミ応援隊*」 育成数(累計)	(23) 406人	1,200人
「とくしまブランド」メールマガジン配信数	(23) 6,000人	6,300人
「アンテナショップ」でのプロモーション活動 実施数(累計)	(23) 一	8回
メディア関係者に対する企画提案数(累計)	(23) 一	20回
農山漁村体験ツアー参加者数	(23) 一	1,600人
「阿波尾鶏」出荷羽数	【再掲】 (23) 193万羽	300万羽
「阿波牛」出荷頭数	【再掲】 (23) 1,700頭	1,800頭
「新とくしまブランド豚」出荷頭数	【再掲】 (23) 一	600頭
畜産ブランドの指定店*数	【再掲】 (23) 586店舗	600店舗

(3) 行動目標

項目	現状	H28
ブランド水産物の消費拡大に向けた 協議会の組織数	(23) 1組織	6組織
徳島の活鱧PRキャンペーン開催回数（累計）	(23) 4回	9回
「徳島産はも応援料理店」の店舗数	(23) 5店	21店

○ブランド品目（30品目）

	品目数	品目名
野菜	13品目	なると金時、にんじん、生しいたけ、カリフラワー、れんこん、いちご、ほうれんそう、なのはな、レタス、ねぎ、ブロッコリー、鳴門らっきょ、なす
果実	4品目	すだち、ゆず、みかん、なし
花き	2品目	シンビジュム、ユリ
畜産物	3品目	阿波尾鶏、阿波牛、阿波ポーク
水産物	8品目	鳴門わかめ、アワビ類、はも、養殖あゆ、ちりめん、養殖スジアオノリ、鳴門鯛、アオリイカ

IV 新成長ビジネスの展開

2 農商工連携*・6次産業化*の促進

(1) 現状と課題

○本県の農林水産業の県内総生産（産出額から中間投入額を除いた金額）は581億円（県内全体構成比2.2%）に対し、製造業は6,302億円（23.8%）、卸売業・小売業は1,909億円（7.2%）、サービス業は6,156億円（23.3%）となっている（平成21年度徳島県県民経済年報）。

→ 地域経済活性化のため、本県の基幹産業である農林水産業と、高い「ものづくり技術」を有する商業・工業等との連携を強化し、「新たな農業ビジネス」を創出する取組みが求められている。

○農山漁村地域の過疎化、農林水産業の担い手の高齢化や後継者不足が進展し、地域の産業基盤が弱体化している。

また、本県の農業生産関連事業（農産物の加工及び農産物直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン等）の年間総販売金額は174億円（全国172百億円）、従事者数は3,300人となっている。

（農林水産省『農業・農村の6次産業化総合調査』H22年度結果）

→ 農林漁業者自らが、生産（第1次産業）、加工・製造（第2次産業）、流通・販売・観光など（第3次産業）を融合し、地域を巻き込んでの付加価値の高い商品や新たなサービスの創出を実現する「6次産業化」への取組みが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 高品質な本県の農林水産物と商工業者が有する高い「ものづくり技術」とを連携させ、地域の資源を活用した新たな商品開発や販路開拓を進めます。
- ② 農林水産物の生産と加工・流通・販売等を組み合わせた付加価値の高い商品や新たなサービスの創出を加速化します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「農商工連携事業」による商品開発事業数（累計）	(23) 74件	124件
6次産業化による商品開発事業数（累計）	(23) 16件	60件
六次産業化法による 「総合化事業計画」の認定数	(23) 16件	40件
徳島ビジネスチャレンジメッセ等新農業 ビジネス出展数	(23) 32出展	50出展
6次産業化・農商工連携の取組みに対する 機械・施設整備への支援件数（累計）	(23) 2件	16件
生産者（水産業）と商工業者との連携件数（累計）	(23) 7件	20件

IV 新成長ビジネスの展開

3 海外への販路の拡大

(1) 現状と課題

- 我が国における少子・高齢化の進行により、国内の農林水産物・食品市場が縮小する一方で、海外においては、日本食ブームの拡大及び経済成長著しいアジア諸国を中心として高品質かつ安全な日本産農林水産物・食品の需要が拡大している。
 - 本県産食材の輸出を拡大するためには、数年来続いている円高や東日本大震災に伴う各国の輸入規制等の問題に対応しつつ、本県産食材の海外における認知度の向上を図っていくことが必要である。
 - 高品質かつ安全な本県産農林水産物・食品（以下「本県産食材」という。）の新規市場開拓及びブランド価値の更なる向上を図るため、本県産食材の輸出を拡大していくことが重要である。
 - 県産材の需要の核である、住宅の着工戸数が減少しており、新たな販路拡大を実施していくことが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 海外市場における本県産食材の競争力を高めるため、農業者等による付加価値の高い商品作り等を促進し、本県産食材のブランド価値の向上につなげます。
- ② 海外での情報収集・発信拠点となるとくしまブランド海外協力店の登録数の拡大等を推進し、本県産食材のブランド価値の向上及び新規市場の開拓につなげます。
- ③ 海外への県産材輸出のための県下全域を対象とした出荷体制を整備し、輸出能力を高め、輸出量の増大を図ります。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「とくしまブランド」輸出品目数	(23) 7品目	*
「とくしまブランド」輸出相手先国・地域数	(23) 5ヶ国	*
「とくしまブランド海外協力店」数	(23) 1店	*
農林水産物輸出金額	(23) 3,500万円	*
県産材輸出量	(23) 3,000m ³	6,000m ³

*他計画と調整中

IV 新成長ビジネスの展開

4 新たな技術の開発及び普及

(1) 現状と課題

- 農林水産総合技術支援センターは、農林水産物の生産から消費に係る多様化、高度化する課題への対応が求められている。
 - 試験研究・技術普及・教育研修が一体となり、農林水産業の振興のための新たな技術を開発する必要がある。また、農林漁業者や関係団体等を支援する取り組みが必要である。
 - 市場経済のグローバル化の進展や、国内の産地間競争が一層激化する中で、地域の実情や市場動向の分析に基づいた戦略が必要である。
 - 「もうかる農林水産業」を実現するため低コスト・省力化技術や新商品開発支援などにおいて、大学や企業との連携をはじめ、工業や商業などの異分野技術を活用した技術開発に取り組む必要がある。
 - 県や国で開発した有望な技術を研究機関・普及組織が連携して、生産現場に普及することにより、農林漁業者の経営改善を支援することが必要である。
- 農業就業人口は、就業者の高齢化や新規就業者の伸び悩みなどから、減少傾向にあり、今後、多様な担い手の育成が不可欠となっている。
 - 農林水産業技術や、就農相談など様々な相談に対応する、総合的な相談窓口が必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 農林水産業の振興のため、地域の特性を活かし、品質と生産性を高める新たな技術の開発に努めます。
- ② 新たに、産地力強化のための「農業経営モデル」を構築・提案するとともに、「もうかる農林水産業」の実現につながる新技術を開発します。
- ③ 農林漁業者、大学や民間企業等とのワークショップを開催し、共同研究や連携の推進により新たな技術開発を進めます。
- ④ 県が開発した技術や、国等の有望な技術を迅速に「生産現場」に普及します。
- ⑤ 農林漁業者等への技術情報の提供や相談・支援などに対応する、「ワンストップサービス窓口」を開設し、県民サービスの向上に努めます。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
新たな技術の開発数（累計） 生産増大や省力・低成本化技術 温暖化や病害への対応技術 新品種育成や高付加価値化技術 農業経営モデルの開発	(23) 13件 7件 2件 4件 —	95件 36件 16件 27件 16件
ワークショップの開催数（年間開催数）	(23) 7件	25件
新技術等を普及するための研修会・講習会の開催数（H25からの累計）	(23) 857回	3,400回
新技術等を普及するための実証ほの設置数（H25からの累計）	(23) 167箇所	400箇所
新技術を導入した組織数（累計）	(23) 197組織	250組織
実用化した新技術数（累計）	(23) 14件	20件
農林水産に関する ワンストップサービス窓口の利用件数	(23) —	100件

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

1 地球環境の保全への貢献

(1) 現状と課題

- 化石燃料の使用にともなう地球温暖化問題や、東日本大震災を契機としたエネルギーに関する情勢の変化から、再生可能エネルギーに対する期待はますます高まっており、これらが豊富に存在する、農山漁村地域での有効活用が求められている。
 - 太陽光や小水力等の再生可能エネルギー導入に向けた支援が必要である
- バイオマス資源の活用は、「環境対策」「エネルギー対策」他、多方面での効果が期待できることから、一層の利用促進が求められている。
 - 点在する資源の収集や、利用するための設備の投資に多くのコストが必要であり、バイオマスの利活用を推進していくうえでの課題となっている。
- 農村地域の環境保全や資源の有効利用のため、ビニルフィルムやポリマルチなどの使用済み農業用資材について、適切な処理や排出量の抑制など適正な対策が求められている。
 - JAグループ、農業資材関係団体及び市町村と連携を図り、更に適正処理に向け取り組む必要がある。
- 河川等から流れ出た流木等のゴミが海底に堆積したり、海岸に漂着し、漁業の妨げとなったり、海岸の景観や安全性が損なわれている。
 - 漁場・海岸の環境保全を進める必要がある。
- 海水温の上昇などの海洋環境の変化等により、海域の水質浄化機能を有する「藻場」が減少している。
 - 海域の水質浄化や水産資源の育成のため、減少した「藻場」の回復を図る必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することにより、農山漁村地域の活性化を図ります。
- ② バイオマスの新たな利用方法について検証を進めるとともに、必要な施設整備について支援を行います。
- ③ 使用済み農業用フィルムの安定的な処理体制の確立や農業者（排出者）への意識向上に努め、さらなる回収率の向上を図ります。

(2) 目指すべき方向性

- ④ 掃海事業の実施や海岸清掃ボランティア活動に対する支援を行い、漁場・海岸の環境保全を推進します。
- ⑤ 「藻場」の造成に取り組み、環境に配慮した漁場づくりを推進します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
補助事業を活用した 再生可能エネルギーの導入地区数（累計）	(23) 一	10地区
「鶴ふん」を活用したバイオマス施設の 整備数（累計）	(23) 2件	3件
バイオマス利活用モデル地区数（累計）	(23) 18地区	23地区
「脱石油」実証モデルの取組数（累計）	(23) 12件	17件
使用済み農業用フィルムの回収率	(23) 95%	100%
掃海実施面積（累計）	【再掲】(23) 210km ²	330km ²
海岸清掃ボランティア参加者数（累計）	【再掲】(23) 1,200人	1,800人
藻場造成箇所数（累計）	【再掲】(23) 12箇所	20箇所

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

2 魅力ある農山漁村づくり

(1) 現状と課題

- 農山漁村地域の美しい自然環境を保全し、様々な生物と共に存する魅力ある農山漁村づくりが求められています。
 - 希少野生生物への配慮や美しい景観の保全を図るには専門的知見に基づく調査や検討を行う必要がある。
 - 環境への配慮や、景観の保全を持続可能なものとするためには、地域住民と一緒に取り組む必要がある。
 - 本県の農山村にある豊かな自然や風景の魅力を、十分に伝えていく必要がある。
 - 漂着物等により景観が損なわれている海岸の環境保全活動を推進し、美しい漁村づくりを進める必要がある。
- 過去に整備した農業集落排水施設は、老朽化等により汚水処理機能の低下が発生している。
 - 施設の調査や診断を行い、適切な改築計画等をたてるとともに、機能が低下した施設を回復若しくは強化するハード整備を行うことが必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 公共工事等の事業計画については、自然環境調査に基づく環境に配慮した事業計画を作成し、学識経験者を含む第三者委員会での検討・評価を得た後、事業を行います。
- ② 地域住民とともに、環境学習として生きもの調査等を共同実施することで、田んぼや農業用施設の持つ多面的機能への理解を深めます。
- ③ 農村の地域資源として、「美しい農村景観」を「再発見」するマップを作成し、都市住民等に情報発信を行うことにより、農村と都市との交流を図ります。
- ④ 地域住民やボランティア団体など県民との協働による海岸清掃美化運動を推進します。
- ⑤ 農業集落排水施設の調査診断を推進することにより、適切な改築計画を策定するとともに、農業集落排水施設を維持するため、機能強化対策を実施し、水環境の保全を図ります。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
自然環境調査に基づく事業計画策定地区*数（累計）	(23) 45地区	50地区
田んぼの学校*開催日数（累計）	(23) 一	20日
生息地へのカワバタモロコ*の放流数（累計）	(23) 一	3,000匹
美しい農村再発見事業・農村景観箇所数（累計）	(23) 124箇所	350箇所
海岸清掃ボランティア参加者数（累計）【再掲】	(23) 1,200人	1,800人
農業集落排水処理施設の調査診断	(23) 4地区	8地区
農業集落排水処理施設の保全（機能強化）	(23) 6地区	12地区

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

3 中山間地域等*への支援

(1) 現状と課題

○本県の中山間地域は、県土の約80%、農業産出額の約40%を占め、県民生活を支える重要な地域であるが、平坦部に比べ、社会的、経済的な条件は不利な状況にある。

このため、過疎化、高齢化の進行により、担い手が減少しており、地域によっては、農業等の生産活動の停滞はもとより、集落活動が限界になるなど、活力が低下している。

- 地域の担い手不足や耕作放棄地の発生などにより、多面的機能の維持・保全が困難な状況にあることから、支援策を充実・強化する必要がある。
- 中山間地域における、農業用排水路などの生産基盤整備、宮農飲雜用水などの生活環境基盤整備などを一体的に実施する、中山間地域総合整備事業の着実な推進が必要である。
- 中山間地域においては、鳥獣による農作物被害が深刻な問題であり、関係団体と連携した総合的な対策が必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 中山間地域等直接支払制度*等を活用し、多面的機能の維持・保全や耕作放棄地の発生防止等集落ぐるみで地域農業を支える取組みを支援します。
- ② 現在実施している中山間地域総合整備事業の、早期の効果発現、早期完了を図ります。
- ③ 徳島県鳥獣被害防止センターを中心に、関係団体との連携を図り、鳥獣被害対策を推進します。

(3) 行動目標

項 目	現 状	H28
「中山間地域等直接支払制度」で地域農業を支える体制づくりに取り組んだ集落数	(23) 157集落	164集落
「中山間地域等直接支払制度」に取り組む集落等を支援する「援農ヘルパー」育成者数	(23) 一	30人
中山間地域総合整備事業の実施地区数 (累計)	(23) 35地区	37地区
営農飲雜用水施設による給水戸数	(23) 205戸	271戸
集落等で取り組む鳥獣被害防止施設等の整備件数 (累計) 【再掲】	(23) 474件	850件
総合的な対策を実施し、鳥獣を寄せ付けない「モデル集落」の育成数 (累計) 【再掲】	(23) 一	10集落

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

4 農山漁村と都市の交流促進

(1) 現状と課題

- 近年、農林漁業体験と教育や観光との融合が進むなか、複数地域に関係した広域的な体験交流の取組活動が展開されつつあり、四国4県が連携した四国グリーン・ツーリズム推進協議会が、四国遍路と合わせたグリーン（ブルー）・ツーリズム*の情報発信や、都市住民が集う交流イベントでもPR等を行っている。
 - より多くの方に農山漁村の持つ魅力を知って頂くため、農林漁業体験を適切に指導できる人材の育成やPR等を更に進め、入り込み客数の増加を図る必要がある。
- 旅館業法等の規制緩和に伴い、農林漁家で農作業体験等を提供する小規模な民宿「とくしま農林漁家民宿」*に取り組む農林漁家が増えてきてる。
 - 高速道路網が発達し、癒しやゆとりを求めて農山漁村を観光で訪れたいとのニーズが高まってきている中、本県独自の特色ある体験メニューを提供し、1年を通じて安定的な集客を行い、農山漁村地域の活性化を図る必要がある。
- 自然や環境への関心の高まりや、ゆとりや安らぎを求めての、農山漁村との交流が行われている。
 - 都市と農山漁村それぞれに住む人々が行き来を活発に行い交流が行われるよう推進する必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 農山漁村を訪れる方々に農業体験活動を指導するグリーン（ブルー）・ツーリズムインストラクターの育成や農林漁家民宿の開業支援、農家等での体験学習民泊の推進を行い、多様で質の高い体験メニューの提供を行います。
- ② 四国4県で組織された「四国グリーンツーリズム推進協議会」でのキャンペーン等によるPRや県の情報発信サイトにより、本県の農山漁村のもつ潜在的な魅力を発信し、都市と農村の交流人口の拡大を図ることで、農山漁村の活性化を推進します。
- ③ 地域住民やボランティア団体など、県民との協働による活動を通じて交流の促進を図ります。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
体験学習民泊を活用した体験者数	(23) 4,805人	5,300人
グリーン(ブルー)・ツーリズムのインストラクター数	(23) 44人	50人
体験交流施設の利用者数	(23) 14,223人	15,700人
とくしま農林漁家民宿数(累計)	(23) 14軒	20軒
とくしま農林漁家民宿の体験宿泊者数(累計)	(23) 836人	1,200人
とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊事業*による活動日数(累計) 【再掲】	(23) 36日	150日
農山漁村(ふるさと)協働パートナー*の協定数 【再掲】	(23) 18協定	40協定
農山漁村(ふるさと)協働パートナーの参加人数(累計) 【再掲】	(23) 385人	1,000人

V 時代へつなぐ農山漁村の創造

5 鳥獣による被害の防止

(1) 現状と課題

○シカ、イノシシ、サル等の野生鳥獣による、農作物等の被害は深刻な問題となってきたている。

このため、県域の被害対策推進組織である「徳島県鳥獣被害防止センター」の組織強化を図るとともに、国、県の補助事業により、研修会の開催や侵入防止柵の設置等地域が行う集落ぐるみの被害防止対策を支援している。

→ 鳥獣による農作物の被害額は依然高い水準にあることから、市町村が策定する鳥獣被害防止計画が円滑に実行されるよう、関係団体と連携しながら、対策を継続していく必要がある。

→ 農山漁村地域の高齢化等にともない、指導を行う人材や、狩猟者の減少など鳥獣被害対策の担い手が不足していることから、地域における人材の育成が必要である。

→ サルについては、他の獣種と比べ、対策が困難なことから、効果的な対策が求められている。

○シカ等の「処理加工施設」の整備を支援し、捕獲した鳥獣を食肉として利活用する取組みを推進している。

→ 捕獲した鳥獣を食肉として利活用する取り組みをさらに進めるため、獣肉の供給体制の整備と獣肉を用いた料理（ジビエ料理）の消費拡大を図る必要がある。

○カワウによる水産物の食害が問題となっている。

→ 内水面漁協によるカワウ被害対策を支援する必要があるが、カワウは広範囲を移動するため、県内だけでなく広域的な対策を行うことが求められている。

(2) 目指すべき方向性

① 徳島県鳥獣被害防止センター*を中心に、市町村や猟友会等の関係団体との連携を図り、地域が行う侵入防止柵の整備や、追い払い、捕獲檻による捕獲などの総合的な対策を推進します。

② 地域において、鳥獣被害対策指導を担う人材を育成するとともに、被害防止活動を実践する「鳥獣被害防止実施隊」の設置を進めます。

③ サル対策として、追い払いに効果のあるモンキードッグ*の計画的な導入を進めるとともに、生息動向等の把握に努め、効果的な被害対策を推進します。

(2) 目指すべき方向性

- ④ 野生鳥獣の処理加工施設の設置を促進し、安全・安心な獣肉の供給力を高めるとともに、ジビエ料理を提供する料理店を認定し、PRするなど、獣肉の消費拡大を推進し、未利用資源の有効活用による地域の活性化を図ります。
- ⑤ 本県を含む近畿7府県と中部8県からなる「中部近畿カワウ広域協議会」によるカワウ食害防止対策を推進するとともに、関西広域連合で策定される「カワウ広域保護管理計画」に基づき広域連携による対策を実施します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
野生鳥獣による農作物被害額	(23) 129百万円	25%削減
市町村鳥獣被害防止計画の策定数(累計)	(23) 20市町村	21市町村
集落等で取り組む鳥獣被害防止施設等の整備件数(累計)	(23) 474件	850件
総合的な対策を実施し、鳥獣を寄せ付けない「モデル集落」の育成数(累計)	(23) 一	10集落
ニホンジカ捕獲頭数	(23) 6,321頭	6,300頭
イノシシ捕獲頭数	(23) 6,009頭	6,600頭
鳥獣被害対策指導員*の養成人数(累計)	(23) 40人	50人
鳥獣被害対策実施隊*の組織数(累計)	(23) 12組織	17組織
モンキードッグの育成頭数(累計)	(23) 30頭	40頭
テレメトリー調査*実施市町村(累計)	(23) 7市町村	12市町村
イノシシ・シカの処理加工施設数	(23) 2施設	5施設
「うまいよ！ジビエ料理店*」認定店舗数	(23) 一	30店舗
広域連携によるカワウ被害防止対策取組 河川数(累計)	(23) 一	6河川

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

6 県民等の農林水産業への参画

(1) 現状と課題

○ゆとりや安らぎを求めての農林水産業の体験や、生涯学習の一環としての農林水産業に関する学習など、様々なニーズが高まっている。

→ 県民等が農林水産業に関する理解を深められるよう、農林水産業に関する情報の提供や、学習の機会を充実を行う必要がある。

○森づくりボランティア活動等へ参加する県民や、森づくり活動を希望する企業・団体が増加している。

→ 森づくりに関心のある県民や企業の要望に応えるため、「県民参加型」の森づくり活動を実施することが不可欠である。

→ 増加する森づくり活動に対し、森づくりを指導する指導員の育成が必要くなっている。

(2) 目指すべき方向性

- ① 農林水産業の体験や、農林水産業に関する学習の場の提供の充実を図ります。
- ② NPOや森林ボランティア団体などが実施する「県民参加型」の森づくり活動を広く展開します。
- ③ 県民参加の森づくり活動を促進するため、企画立案や指導ができる森づくりのリーダーを育成します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
アグリテクノスクール受講生数 (H25から累計) 【再掲】	(23) 1,812人	3,700人
漁業についての総合学習会の開催(累計)	(23) 2回	10回
県民参加による森づくり件数(累計)	(23) 31件	80件
森づくり活動の指導者数(累計)	(23) 45人	120人

V 次代へつなぐ農山漁村の創造

7 多様な主体の協働による農山漁村の保全活動

(1) 現状と課題

- 農山漁村は、水資源のかん養や洪水防止機能などの多面的機能を有しており、これまでその保全活動は地域住民により担われてきたが、過疎化・高齢化の進行により地域活力が低下し、農山漁村の維持・保全が困難な状況となりつつある。
 - 農山漁村を県民共通の資産として捉え、理解と関心を深めるよう誘導するとともに、広く社会全体で農山漁村と農林水産業を支えていく「協働」の取組みの推進が必要である。
 - 農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の向上、施設の長寿命化に地域ぐるみで取り組む体制を推進する必要がある。
- 農業水利施設などの基盤施設の多くが耐用年数が近づいており、更新整備の時期を迎えている。
 - 農産物価格の低迷や後継者不足等により、基盤施設に対する投資意欲が減退している。
- 本県の森林は、個人が所有する「私有林」が8割以上を占め、管理放棄森林の増加による公益的機能の低下が懸念されている。
 - 県民共通の財産を守っていくための新たなルールづくりや県民総ぐるみで森林づくりを推進する体制を整備する必要がある。
 - 森林の公益的機能の発揮を図るには、管理放棄森林の解消が必要であり、県や市町村が所有、管理する「公有林化」に取り組む必要がある。
 - 二酸化炭素の削減を森林吸収で埋め合わせるカーボン・オフセット*の制度を活用した、森づくりの取組みを拡大する必要がある。
- 海岸の環境保全活動は、これまで主に地域住民により行われてきたが、高齢化や過疎化により、地域住民による活動を行うことが困難な状況となっている。
 - 海岸は県民全体の財産であることから、地域住民だけではなく、県民の協力を得ながら、保全活動を進めていく必要がある。

(2) 目指すべき方向性

- ① 農山漁村の地域リーダーである「ふるさと水と土指導員」の人材育成や、「農山漁村（ふるさと）協働パートナー」と「農山漁村の地域住民」との協働活動を促進することにより、農山漁村地域の保全・活性化を図ります。
- ② 地域住民や自治会、PTA、NPOなどの多様な主体が参画した共同活動により地域農地や農業用水など地域資源を保全する活動や農業用水路などの補修・更新による施設の長寿命化に取り組む地域の拡大を図ります。

(2) 目指すべき方向性

- ③ 地域とともに育む「むらづくり」の推進のため、農家を含めた地域住民との協働による農業農村整備事業の計画づくりを推進します。
- ④ 県民継ぐるみでの森づくりの推進体制を整備し、県民共通の財産である徳島県の豊かな森林を守ります。
- ⑤ 管理放棄等により公益的機能の低下が危惧される私有林について、県等が取得し管理することで豊かな森を次代へ継承します。
- ⑥ 企業や県民との協働による森づくりの更なる拡大を図ります。
- ⑦ 地域住民やボランティア団体など、県民との協働による海岸清掃美化運動を進め、「美しい徳島の海づくり、渚づくり」を推進します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「ふるさと水と土指導員」*の認定数	(23) 43人	52人
とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業*による活動日数（累計）	(23) 36日	150日
農山漁村（ふるさと）協働パートナー*の協定数	(23) 18協定	40協定
農山漁村（ふるさと）協働パートナーの参加人数（累計）	(23) 385人	1,000人
農山漁村（ふるさと）協働パートナーによる地域づくりの調査研究（累計）	(23) 一	3件
農地や農業用水などを保全する共同活動に取り組んだ活動組織数	(23) 104組織	109組織
農業用水などの老朽化した施設の長寿命化に取り組んだ活動組織数	(23) 35組織	40組織
補修・更新による長寿命化活動を実施した水路・農道の延長（累計）	(23) 2.3km	19.0km

(3) 行動目標

項目	現状	H28
農家との協働による農業農村整備事業数* (累計)	(23) 18地区	20地区
地域提案型の事業への事業取組数(累計)	(23) 22件	100件
徳島森林づくり推進機構(仮称)の開設	(23) 一	開設
「とくしま県有林化推進基金(仮称)」の創設	(23) 一	創設
「公有林化」面積の拡大(累計)	(23) 758ha	1,700ha
協働の森づくり企業・団体数(累計) 【再掲】	(23) 73企業・ 団体	120企業 ・団体
個人寄附金による森づくり箇所数(累計) 【再掲】	(23) 2箇所	7箇所
森林吸収量取引制度の認証面積(累計) 【再掲】	(23) 571ha	1,280ha
海岸清掃ボランティア参加者数(累計) 【再掲】	(23) 1,200人	1,800人

VI 災害に強い農林水産業の確立

1 自然災害に強い農山漁村づくり

(1) 現状と課題

○本県においては、南海トラフや活断層による大地震の発生が危惧されているところであるが、特に、「東海・東南海・南海」三連動地震については、東海地震に連動する場合、今後30年以内の発生確率が最大88%と非常に切迫している。

- 津波が発生した場合、本県ブランド産地の壊滅的な被害が予想されるところであり、その対策が必要である。
- 海岸防災林の保護を目的として設置している林野4海岸の防潮堤は、設置から40年以上が経過しており、防災林の荒廃も懸念される。
- 地震や土砂災害による緊急輸送路の被災が懸念される。

○漁村における地震・津波対策については、これまで「徳島県三連動・活断層地震対策行動計画」に基づき、岸壁の耐震化、水門等の改修・機能強化、護岸の嵩上げなどを実施してきたところである。

- 海岸施設の耐震補強などを進めるとともに、津波・高潮などの異常時における、操作人の負担軽減のため、陸閘の統廃合を実施します。
- 南海トラフ巨大地震及び同時に発生する津波から、漁村における被害を最小限に抑えるため、東日本大震災から得られた教訓・課題や地域の自然条件等を踏まえた防災・減災への取組みが必要である。

○現在、登記所の地図や図面は、明治時代の調査記録に基づいたものが多く、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くある。

- 近い将来の発生が危惧されている三連動地震など、大災害からの復旧作業の遅れに繋がる。

○本県は、気象や地質的要因から、台風や集中豪雨などによる自然災害が多く発生している。

- 自然災害から、農山漁村で暮らす人々の生命及び財産を守り、安全で快適な生活環境を築くため、「減災」の視点を取り入れた「防災・減災対策」が必要である。

(2) 目指すべき方向性

- ① 巨大地震の発生に備え、速やかな復興に向けた課題と対策を整理した、「津波・塩害対策農業版BCP」を策定し、これを実践します。
- ② 「徳島県三連動・活断層地震対策行動計画」に基づく、海岸保全施設の調査、補強・整備及び海岸防災林、農業用ため池等の整備を計画的に実施します。
- ③ 被災時における緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進します。
- ④ 漁港や海岸の堤防、護岸、防波堤等の嵩上げや耐震化補強などを進めるとともに、津波・高潮などの異常時に、陸閘閉鎖に係る操作人の負担軽減や時間短縮を図るため、陸閘の統廃合を実施します。
- ⑤ 漁村における「漁村防災・減災力向上計画」の策定や津波避難施設等の整備に対して支援します。
- ⑥ 大災害の発生からの早期復旧を行うため、津波浸水区域・中央構造線沿いにおける地籍調査を推進する。
- ⑦ 土砂災害、水害、その他の自然災害から農山漁村で暮らす人々の安全を守るために必要な防災・減災対策を実施します。

(3) 行動目標

項目	現状	H28
「津波・塩害対策農業版BCP*」の策定・実践	(23) 一	実践
早期災害復旧システムの構築	(23) 一	運用
現場対応型土壤診断技術の開発	(23) 一	運用
農作物塩害対策マニュアルの策定	(23) 一	運用
土地改良施設の耐震化施設数（累計）	(23) 1施設	4施設
ハザードマップを作成した農業用ため池数（累計）	(23) 一	15箇所
農業用ため池の整備箇所数（累計）	(23) 5箇所	7箇所
林野海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備箇所数	(23) 1海岸	4海岸
海岸防災林の保全活動件数（累計）	(23) 一	7件

(3) 行動目標

項 目	現 状	H28
緊急輸送路を補完する農林道の整備延長 (累計)	(23) 11km	19km
漁港海岸施設整備箇所数 (累計)	(23) 2箇所	7箇所
陸閘の統廃合 (累計)	(23) 一	7箇所
防波堤整備・改良漁港数 (累計) 【再掲】	(23) 一	4箇所
漁港・海岸施設耐震補強箇所数 (累計)	(23) 一	4箇所
「漁村防災・減災力向上計画」の策定箇所数 (累計)	(23) 一	5箇所
漁村における津波避難施設等整備箇所数 (累計)	(23) 一	5箇所
津波浸水区域、中央構造線沿いにおける地籍調査の実施面積	(23) 69km ²	139km ²
土砂災害の危険性のある人家の保全数 (累計)	(23) 2,087戸	2,243戸
山地防災ヘルパー*の認定者数 (累計)	(23) 84人	138人
山地災害の危険性が高い箇所の調査・点検パトロールの実施箇所数	(23) 135箇所	150箇所
山地災害の未然防止に関する啓発活動件数	(23) 4件	10件

用語解説

あ行

エコファーマー

土作りを行い、化学肥料及び化学農薬を慣行より2割以上減らした「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名。

オープンラボ

農林水産総合技術支援センターに設置された開放型実験施設のこと。

か行

家族経営協定

家族全員が意欲と生きがいをもって経営に参画できる魅力ある農家経営実現のため、家族間において就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

カーボンオフセット

事業者や個人が、自らの温室効果ガス排出量を認識し、省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など削減のための努力を行った上で、削減が困難な量について、他の場所における、排出削減量・吸収量の購入や削減活動の実施により、その一部又は全部を「埋め合わせる（オフセット）活動。具体的には、植林等の森林整備や太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入などによる埋め合わせが考えられる。

カワバタモロコ

日本固有のコイ科の淡水魚で、成魚で全長5cm程度。全国的に生息地が減少しており、国のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠB類にランクされている。

徳島県では昭和21年以来、近年まで目撃の記録がなかったために絶滅とされていたが、平成16年に鳴門市大津町にてその生息が58年ぶりに確認されている。

漁業人材育成プログラム

次世代の若い漁業者を系統的に確保・育成していくための基本的な考え方や養成方法をとりまとめたもの。漁業技術に加え、6次産業化や農工商連携、観光などの知識やノウハウを習得できる内容とする。

グリーン（ブルー）・ツーリズム

緑や海洋資源が豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、農山漁村に住む人々と都市に住む人々とのふれあいや交流を楽しむ滞在型余暇活動のこと。漁村に滞在する場合は、“ブルーツーリズム”と呼ばれる。

耕作放棄地

耕作放棄地とは、農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるものや、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機に比べ、安全で効率的な林業機械で、主に木材の集材、造材、搬出作業に用いる。現在は、建設用の重機をベースマシンに、林業作業用のアタッチメントを装備したものが主流で、造材作業で使用される「プロセッサ」は、枝を取り除き、3mや4mなど所定の長さに切り揃える機能を1台で行うことができる高性能林業機械の代表。

徳島県では、高性能林業機械による「新聞伐システム」として、簡易な作業道で間伐材を集める「スイングヤーダ」と「プロセッサ」、さらにトラック道まで運搬する「フォワーダ」の3点を組み合わせて推進している。

高能率団地

施設の集約化を図った概ね300haの森林のまとまりを指し、先進的な高性能林業機械と高密度路網を集中的に整備し、県産材の生産性の向上を目指す。

さ行

栽培漁業

水産動物の減耗（死亡）が最も激しい卵から幼稚仔（生まれて間もない子ども）の時期を人が保護管理して、生き残る能力が備わる大きさまで大切に育ててから放流し、自然の生産力をを利用して成長させ、適切な管理のもとで、大きく育ってから漁獲する漁業のこと。

山地防災ヘルパー

山地防災に関して一定の専門的知識を有する県職員OB、林業関係団体職員等で構成されたボランティア。

自然環境調査に基づく事業計画策定地区

自然と共生する農村づくりや自然環境との調和に配慮した農業基盤整備を進めるため、「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」に基づき検討した事業計画案を有識者で構成する「徳島県田園環境検討委員会」で審議した上で計画を策定・決定し、事業化された地区。

ジビエ料理店

狩猟によって捕獲し、食用にする野生鳥獣のことをジビエといい、これを用いた料理を提供する料理店をいう。

集落営農

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家により、営農の全部又は一部を共同で行うこと。

集落営農組織

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家により、営農の全部又は一部を共同で行う組織。

食育推進計画

県民運動として「食育」を着実に推進し、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、県や市町村、多様な関係者が連携して取り組むための計画。

食育推進指導者

教育現場や地域で、食育を推進する管理栄養士、教員、野菜ソムリエ、食生活改善推進員、学生など。

食育推進ボランティア

豊かで健全な食生活の実践、食文化の伝承や地域産物を活用した食生活を推進するため、地域での活動を通じて食育を推進する民間のボランティア。

食料自給率

国内の食料消費が、国内の生産でどの程度まかなえるかを示す指標。我が国に供給されている食料のカロリー（熱量）合計のうち、国産でまかなわれたカロリーがどのくらいあるかを示す「カロリーベース自給率」と、生産額で示す「生産額自給率」がある。

なお、都道府県別自給率は、食料需給表、作物統計等をもとに農林水産省が試算したもの。

新規需要米

新規需要米とは、国内主食用米及び加工用米以外の米穀をいう。

新規需要米の用途としては、飼料用、米粉用、輸出用、バイオエタノール用、青刈り稻、わら専用稻、稻発酵粗飼料用稻、主食用以外の用途のための種子など、主食用米の需給に影響を及ぼさないものとなっている。

新規需要米は、水稻を生産し、米の生産調整にもなることから、水田のフル活用や食料自給率の向上に取り組むための主要品目と捉えている。

針広混交林

スギやヒノキなどの針葉樹とシイ、カシ、ケヤキ、ナラなどの広葉樹が混在する森林のこと。

戦略作物

農業者戸別所得補償制度において、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るために、水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稻発酵粗飼料用稻（W CS用稻）、そば、なたね、加工用米を戦略作物として位置づけ、交付金の対象作物としている。

掃海

漁場機能を回復させるために、海底の堆積物（河川等から流れ込んだ流木等のゴミ）を除去すること。海底の堆積物をそのままにしておくと、漁具の破損や漁獲物の品質低下などの被害が発生する。

た行

田んぼの学校

「田んぼの学校」とは、古くから農業の営みの中で形づくられてきた水田や水路、ため池、里山などを、遊びと学びの場として活用する環境教育の総称

畜産ブランドの指定店

「阿波牛」及び「阿波ポーク」については、「阿波牛銘柄確立対策協議会」及び「阿波ポークブランド確立対策協議会」が県内外の精肉店を販売指定店として指定。

「阿波尾鶏」については「阿波尾鶏ブランド確立対策協議会」が県内外の精肉店を販売指定店として、県内外の料理店を料理指定店として指定している。

販売指定店では当該ブランドミートが常時表示販売され、料理指定店では常時メニューが表示されている。

地産地消協力店

県産品の活用を積極的にすすめている直売所、量販店・小売店、飲食店であって、県内産品の消費拡大、食育活動、消費者への県産品活用に関する情報提供等の、県が行う活動に協力をしていただける店。

地籍調査事業

地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その実態を明らかにするため、所在、地番、地目及び境界の調査と登記簿に記載された所有者の表示事項に関する確認と、境界の測量及び面積の測定を行い、調査の結果を地図及び簿冊に作成することをいい、いわば土地に関する戸籍調査ともいべき基礎的な調査を行う事業。

中山間地域等

一般的に、平野の周辺部から山間地に至る、平坦な耕地が少ない地域。国や県では中間農業地域（林野率は主に50～80%で、耕地は傾斜地が多い市町村）と山間農業地域（林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村）の二つの地域を合わせた地域を中山間地域としている。

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等において、平地と中山間地域等の生産格差を是正し、耕作放棄地の発生防止等を行うために交付金を農業者等に交付する制度で、平成12年度から実施されている。

長伐期林

木を植えてから伐採するまでの期間を「伐期」といい、一般的な40~60年の伐期に比べ、樹木をより大きく育てる施業体系とし、概ね80年以上に伐期を長期化した森林をいう。

鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画に即した捕獲や防護柵の設置など、実践的活動を担うことを目的として、市町村が設置する組織

津波・塩害対策農業版BCP

近い将来、発生が予想される「南海トラフの巨大地震」に備え、農地・農業用施設が冠水や塩害等の被害を受けた場合に、早期復旧を可能とするための課題と対策をとりまとめた事業継続計画。

※BCP : Business Continuity Plan (事業継続計画)

手入れ砂

なると金時をはじめとする本県砂地畠において高品質を維持する上で必要不可欠であり、飛散・流失する砂の補給や土壤の通気性及び排水性の改善等を目的として定期的に新しい砂を投入する生産技術のこと。又は同目的に使う砂そのものを指す。

テレメトリー調査

無線発信器により位置を特定し、行動範囲など生態情報を収集する調査。

「とくしま安²GAP農産物」認証制度

徳島県が農産物の生産・品質管理体制に「食品安全」「環境保全」「労働安全」等の基準を設け、検査し、この検査に合格した体制を認定・登録する徳島県独自の認証制度。GAPの考え方を導入しており、国のGAPガイドラインに準拠している。認定された体制で生産された農産物には、認証マークを表示し、生産情報等を提供する。

徳島県地震防災対策行動計画

近い将来に発生が予想される南海地震に備え、地震防災対策を計画的かつ効果的に推進することにより、被害を最小限に抑えることを目的に、平成18年3月に県が策定した平成18年度から平成27年度までの10年間の行動計画。

徳島県鳥獣被害対策指導員

野生鳥獣による農作物被害を防止するための専門的組織を有し、農家等に対し的確な防除技術等を指導するため、県が養成し、登録をした者

徳島県鳥獣被害防止センター

野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を総合的に推進するため、県の関係各課と市長会や町村会等の関係団体で構成する組織

徳島県木材認証制度

県産木材の「産地」をトレーサビリティの手法によって表示するため、平成18年10月に創設した徳島県独自の制度。「産地」は「徳島県木材認証機構」が認証するとともに、木材製品の「品質」も、同機構が公開する品質基準に基づき検査し認証を行う。

「とくしま特選ブランド」

県産農林水産物の中で、品質が優れ、栽培方法等にこだわりをもった特に付加価値の高い產品として認知されたもの。

とくしま農林漁家民宿

「とくしま農林漁家民宿確認要綱」に基づく、農林漁業者が営み、宿泊者に農林漁業体験を提供する、客室延床面積が33m²未満であり、かつ定員が10名未満の小規模な民宿をいう。

とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊事業

「社会貢献に前向きな“企業・大学等(協働パートナー)”」と「応援を求める“農山漁村”」の間を県が取り持ち、農作業や地域の活性化活動を両者の協働により実施し、農山漁村地域の維持保全に資するため平成22年度より実施。

とくしまブランド協力店

県外の大消費地において、「とくしまブランド」の商材を積極的に取り扱い、県産農林水産物に関する販売促進活動などもあわせて実施していただける量販店などを協力店として指定している。

とくしまブランド・クチコミ応援隊

県外へ巣立つ予定の高校生や大学生に対して、将来の「友人・知人」に県産品の情報発信していただく、県が農林水産物に関する知識や情報、料理方法等を伝え、育成したこと。

「飛び出す」ブランド産地育成事業

多様化する消費者ニーズに対応した産地づくりを進め、安全・安心な県産農林水産物の供給力の向上や高付加価値化に取り組むとともに、全国に誇る価値や特徴を備えた「とくしま特選ブランド」を登録し、県産農林水産物の新たな需要の拡大やブランド力の強化を図る事業。

な行

乳用牛群検定

酪農家が飼養する乳牛について、毎月個体ごとの乳量、乳成分、飼料給与量、体重等を記録し、そのデータをもとに飼養管理を改善するシステム。

農家との協働による農業農村整備事業

事業の計画検討段階や実施において農家の積極的な参画を促し、農家の意向を反映した事業を行政と農家協働で推進する総合整備事業及びほ場整備事業等の面的な広がりを有する事業。

農業者戸別所得補償制度

販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とする国(農林水産省)の制度。

恒常に赤字である米に対して補てんを行う「米の所得補償交付金」と麦・大豆・米粉用米・飼料用米などの自給率向上に資する戦略作物等の生産を支援する「水田活用の所得補償交付金」に加え、数量払いを基本とする「畑作物の所得補償交付金」からなる。

農産物省CO₂見える化

農業分野において、園芸用フィルムの長期展張化、農業機械の省エネ対策、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、有機質資源の利活用等により、農産物の主要な生産工程における二酸化炭素(CO₂)排出削減効果を数値化し「見える化」を行うこと。

農山漁村(ふるさと)協働パートナー

徳島県と「とくしま農山漁村(ふるさと)協働パートナー協定」を締結し、農山漁村地域で農作業や地域の活性化活動を地域住民との協働により実施する企業、大学、NPO法人等をいう。

農商工連携

農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しいサービスの開発・提供、販路の拡大などに取組むこと

は行

バイオマス資源

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。植物や家畜のふん尿などに含まれる炭素や水素を発酵・分解・燃焼させエネルギーを取り出す。植物が光合成により生成した有機物に由来するため、使用しても大気中の二酸化炭素を増加させない。このため、化石資源由来のエネルギーや製品を代替することにより二酸化炭素の排出を抑え、地球温暖化防止に貢献することができる。

複層林

樹齢、樹高の異なる樹木により構成される森林の総称。複層林に対し、樹高がほぼ同じ高さに揃った森林を単層林という。

フードマイレージ

「食料の（= food）輸送距離（= mileage）」という意味で、食品の生産地と消費地が遠ければフード・マイレージは大きくなり、近くの食料を消費すれば小さくなる。

ふるさと水と土指導員

土地改良施設や農地に関する調査の実施、都市との交流や保全活動に関する企画・助言を行うなど、地域住民活動のリーダーとして、地域の活性化に理解と熱意を持って取り組み、地域住民の人望が厚い方を、市町村長の推薦に基づき「ふるさと水と土指導員」として県が任命。

保安林

森林には、水を貯えたり、土砂の流出を防ぐなど多くの公益的な働きがあるが、その中で特に重要な役割を果たしている森林を国や都道府県が「保安林」として指定している。

「保安林」は、森林の伐採や開発などを制限することにより、その働きが失われないように管理されている。

ま行

未整備森林

人工林は、植栽後も下刈や間伐などの保育作業を、人為的に行うこと前提としているが、必要な保育が実施されず、概ね10年以上放置されている人工林のこと。

縁の学園

農業に関心のある県内高校生を対象に行う農大のオープンキャンパス。講義や実習を通して、農業への理解を深め、担い手としての意欲を高めるや農大の魅力発信を目的としている。

藻場

海中においてアマモなどの海草やアラメ・カジメなどの海藻類が繁茂しているところ。海産動物の幼稚仔にとって好適な育成場であるとともに、高い水質浄化機能を有している。

モンキードッグ

野生鳥獣による農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどを追い払うことを目的として、訓練を受けた犬をいう。

や行

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負担をできる限り低減する方法を用いて行われる農業。なお、有機農産物の表示にはJAS法に基づく認定が必要。

ら行

林業プロフェッショナル

「とくしま森のマネージャー」(上級)、「とくしま森のエキスパート」(中級)、「とくしま森のワーカー」(初級)を総括してプロフェッショナルという。

「とくしま森のマネージャー」(上級)とは事業体の指導者的立場で初級、中級研修終了相当者で集約化やコスト管理、機械メンテナンスや安全研修などを終了した者をいう。

「とくしま森のエキスパート」(中級)とは現場作業(伐採、路網開設等)の作業主任的立場で、初級研修終了相当者で、林業資格取得や路網開設研修などを終了した者をいう。

「とくしま森のワーカー」(初級)とは林業における基礎的研修(チェーンソー資格等)の修了者で林業の基礎的作業を担う者をいう。

数字

6次産業化

農林漁業者が生産者(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも主体的・総合的に係わり合うことで高付加価値化を図り、新たなビジネスに取り組むこと。

アルファベット

GAP

Good Agricultural Practice(適正農業規範または農業生産工程管理手法)とは、生産の工程を管理する手法で、農作業の計画を立て、実践した結果をチェックし、記録を残すことで、記録をもとに作業の改善などを行うもの。

IPM

Integrated Pest Management(総合的病害虫・雑草管理)とは、病害虫の発生予察情報等を活用し、様々な防除技術を適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済被害が生じるレベル以下に抑制する技術。

JAS法

正式には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という。

この法律は、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JA S規格制度(JASマーク)」と、飲食料品等に原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっている。

MDF

建材や家具に使われる木質ボードの一種で、中質纖維板(Medium-Density-Fiberboard)の略。製造工場は国内に4工場あり、うち1工場が徳島県に立地している。製法は、木材の纖維を取り出し、接着剤と一緒に圧縮成型するもので、製品は表面の平滑性や均質性に優れる。

OJT研修

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修。農業法人や森林組合において、実践的な農林水産業の技術や経営方法を習得するための研修が実施されている。

On the Job Trainingの略称。